

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和2年3月23日（月曜日）

午前10時 3分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午後 3時 4分 散会

## 付託事件

議案第45号、議案第46号、議案第50号中第1表中歳出中第3款中建設企業委員会所管分、第4款中建設企業委員会所管分、第6款中建設企業委員会所管分、第8款及び第11款中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中建設企業委員会所管分、議案第55号、議案第61号、議案第62号、議案第64号、議案第65号、議案第67号中第1表中歳出中第8款及び第2表継続費補正中第8款、議案第71号、議案第73号、議案第74号、報告第1号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第45号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第46号 水戸市土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中建設企業委員会所管分、第4款（衛生費）中建設企業委員会所管分、第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分、第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）並びに第3表債務負担行為中建設企業委員会所管分
- ④ 議案第55号 令和2年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算
- ⑤ 議案第61号 令和2年度水戸市水道事業会計予算
- ⑥ 議案第62号 令和2年度水戸市下水道事業会計予算
- ⑦ 議案第64号 常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託協定の締結について
- ⑧ 議案第65号 土地の取得について
- ⑨ 議案第67号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表継続費補正中第8款（土木費）
- ⑩ 議案第71号 令和元年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）
- ⑪ 議案第73号 令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第4号）
- ⑫ 議案第74号 令和元年度水戸市下水道事業会計補正予算（第3号）
- ⑦ 報告第1号 専決処分について（令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第3号））

## 2 出席委員（6名）

委員長 飯田正美君 副委員長 萩谷慎一君

委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君
3	欠席委員（なし）		
4	委員外議員出席者（2名）		
議長	安藏栄君	議員	福島辰三君
5	説明のため出席した者の職, 氏名		
副市長	秋葉宗志君		
建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 建設計画課長	大森幹司君
道路管理課長	有金正義君	道路建設課長	安達茂君
生活道路整備課 長	川又弘一君	河川都市排水課 長	三村隆君
建築課長	大和田聡君	土木補修事務所 長	大山裕己君
内原建設事務所 長	谷萩幸治君		
都市計画部長	高橋涼君	都市計画部副 部長	川崎洋幸君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪貴之君	都市計画部技監兼 住宅政策課長	木村勤君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加藤久人君	都市計画課長	黒澤純一郎君
建築指導課長	井原孝志君	公園緑地課長	上田航君
上下水道事業 管理者	檜山隆雄君		
水道部長	伊藤俊夫君	水道総務課長	梶山哲君
経理課長	栗原千尋君	料金課長	倉田佳則君
水道整備課長	杉山健一君	給水課長	梶山学君
浄水管理事務所 長	島孝夫君		
下水道部長	白田敏範君	下水道管理課長	鬼澤英一君
下水道整備課長	松葉光隆君	下水道施設 管理事務所長	川原井正浩君
6	事務局職員出席者		
議事係長	綱島卓也君	書記	武田侑未子君

午前10時 3分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第45号ほか12件であります。

お諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第45号ほか12件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、付託議案等については一通りの説明が終わりましたので、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第45号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 議案第45号について質疑、質問いたします。

この条例は、市街化調整区域の空き家、空き地に、集落出身者以外でも建物を建築できるようにする条例でありまして、資料いただきましたけれども、この資料を見ますと、平成28年度から30年度の3年間で、平均して大体100名ちょっとの方からこの申出があり、許可をしておりますが、今回のこの条例改正によって、集落出身者以外でも申請できるということになりますので、これによるこの効果というんですか、これによって、どのぐらいの件数が増えるのか、そういう見通しというものはあるのかどうかということが1つであります。

もう一つは、県内ではどれくらい、この集落出身者以外でも建物を建築できるようにする条例改正が行われているのかをお答えいただきたい。この2つです。

〔発言する者あり〕

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の条例改正による効果、見通しということでございますけれども、私どものほうでは、年間10件程度の許可を想定しております。といいますのも、現在も開発審査会の基準の中で、相続ですとか競売ですとか、そういったやむを得ない事情がある場合に、出身要件のない方への建築を認めている例があるんですけれども、それがおおむね年間10件程度でございますので、そのぐらいのまず需要があるのではないかと見込んでおります。

あと、県内での条例改正につきましては、茨城県とつくば市も同様の条例改正をしており、その2つの行政庁については参考にしておりましたので、把握しております。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、これまでは破産だとか何かで、いろいろ手放したところについて、10件ぐらい

の需要があるんじゃないかということではありますが、今ちょっと聞いた中では、非常に少ないなど、もっと多くあるのかなと思ったけれども、そうでもないんですね。

それと県内では、市ではつくば市だけということですか。つくば市だけで、それ以外にはないということなんですか。

〔発言する者あり〕

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました、茨城県、つくば市以外にも、都市計画法第34条12号に基づく指定につきましては、大きなところだと、日立市ですとか取手市、鹿嶋市、潮来市、その他幾つかの市町村において、第34条12号の指定が出されております。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ほかにありませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 議案第45号については、前進する議案ですので、賛成の意味でちょっと確認させていただきたいんですけども、参考資料の1ページの一番下にあります、10年以上法に適合している住宅というところで、集落出身者じゃなくてもよいということで、こういう許可が出るんですけども、この10年以上というふうにした理由というか、これはどういうことですか。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

10年以上適法に使用している建築物に限定している理由についてでございますけれども、国土交通省の定める開発許可制度運用指針というガイドラインにおきましても、市街化調整区域における既存建築物の用途変更などを認める場合にあっては、既存建築物が適正に建築されているということと、相当期間適正に利用されたものであることに留意するようにと規定されておまして、その中には、相当期間というのは10年程度を目安とするというふうに示されておりますので、まずこれを参考にしております。

あと、この期間が物すごく短くなってしまうと、人が建ててすぐ譲渡してしまうというような悪用を防ぐというような意味合いもございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 国のガイドラインということで、そういう理由のために10年間ということですけども、これが例えば、事情で9年とか8年とかということは、例外的には考えられるのでしょうか。それとも、あくまでも10年以上ということ。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

まず、この条例による許可については、10年以上というものを厳格に確認した上での許可にすることを考えております。

先ほどおっしゃられたような例外的なケースにつきましては、その事情等に鑑みて、先ほど申し上げました開発審査会の基準の中で、適合するものについては許可をすることになります。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 あと少し、参考にお聞かせいただければと思うんですけども、1つは、参照条文の1の都市計画法の抜粋の中で「市街化区域に隣接し、又は近接し」というのがあります。この隣接は、本当に隣接しているところだと思うんですけども、この近接というのは、どの辺までなのか。また、同じくこちらで「おおむね50以上の建築物」とありますけれども、水戸市のほうの改正条例案の第2条の中では、70メートル未満で40戸以上というのがありますけれども、この辺の住宅の連檐については、今までと変わっていないんでしょうか、この新しく改正する前も一緒だったんでしょうか。その2点、ちょっと。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

提出しております資料7ページの参照条文の1番、都市計画法第34条11号についての御質問でございました。

この都市計画法第34条11号につきましては、現在運用しておりますエリア指定、文言指定などの区域のことを指しております。市街化区域に隣接または近接というのは、市街化区域から1キロメートル以内の範囲において隣接、あるいは少し離れていても、1キロメートル以内に入っておればエリア指定としております。

この11号の中でも、建物の連檐について記載がございまして、おおむね50以上の建築物という規定がございまして。この辺りから、茨城県内で、このおおむね50以上という法律の条文を、40戸以上の連檐というふうに解釈して運用しているのが実態でございまして。

70メートルという距離もございまして、以前から都市計画法では、連檐についても、おおむね50メートルというような記載がございまして、こちらも茨城県内で、そのおおむね50メートルというものを70メートルということで解釈して運用しております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 最後に2点だけ確認させていただき、終わりたいと思います。

主な改正内容の中で、10年以上法に適合している建築物とありますけれども、この法に適合しているということは、適合していなければ駄目だということは分かるんですけども、どういうものがそれに当たるのか、もし分かれば。

もう一点は、専用住宅の建築を目的としてとありますけれども、この専用住宅でない場合は駄目だと思うんで、それはどういうものなのかというのを2点お聞きして、終わりたいと思います。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

まず、10年以上法に適合している建築物についてですけれども、まず都市計画法に適合しているという

ことで、許可を受けて建築した場合ですと、その許可を受けた人が許可を受けた用途で、そのまま10年以上使用している状態を想定しております。

また、専用住宅以外といいますと、いろいろな用途があるわけですが、主に事務所ですとか、店舗ですとか、作業所ですとか、そういった種々ございますけれども、大まかに申し上げますと、今例に挙げたようなものが該当いたします。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 確認をさせていただきたいと思います。

都市計画法ということは、今回のこの条例は、既に建物が登記されておったものを、要するに、例えば、調整区域に10年未満の家があったとして、今度はそれを取り壊した場合、この条例には当てはまらないんだらうというふうに私は思います。ですから、都市計画法というものができて、昭和16年け。

〔「46年」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 昭和46年以前から建物が建っておったところで、保存登記がされていたところが基本だろうと思うんです。違いますか。違いりゃ違うって言って。私はそのように解釈しているんですけども、しかしながら、そういう既存集落は既存集落として、それはそのまま生かして、そのほかに、既存集落というのは、もう10年とか、隣接とか、学区内とかありますよね。これは分かります、私も。そのほかの方でも、そういう土地に対して家が建てられるという、今回の条例の改正だろうというふうに思います。

ですから、要するに、昭和46年の都市計画法ができる以前から、建物が保存登記をされていた宅地が基本なんだろうと私は思うんですけども、その辺はいかなものなのかなというふうに思います。

それと逆に、私の町内なんかでも、もう私が子どもの頃から家が建っていた宅地があるんですよ。わらぶき屋根で、今でもあります。しかし、これは登記がされていないんですよ。こういう場合には、この条例との兼ね合いというのは、どのように判断をされていますか。航空写真とかなんかもって、いろいろ証明はされるだろうと思うんですけども、もちろん保存登記はされていなくても、固定資産税というのは取っているだろうというふうに私は思うんですけども、その辺の場合と2つ今、質問。俺も聞き方がよく分からないんですけども、言っていること分かりますよね。じゃ、お答えいただきます。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

都市計画法、昭和46年に施行される以前のものが対象なのかという御質問をいただきましたけれども、御提出しております参考資料の1ページの4番の参考の欄を御覧いただきたいんですが、まず、こちらに現行制度はどうなっているか、それから、今回の条例改正によりどのようになるかということに記載しております。現行につきましては、2段に分けて記載しておりますけれども、まず上の段で、市街化調整区域のその区域区分がなされる前、これは昭和46年3月が区域区分日でございますけれども、その日以前から存在するような住宅の敷地については、ほぼ制約がない状態でございますので、建物の用途と敷地設定がそのままであれば、許可を取らなくとも誰でも譲渡を受けたりですとか、そこに建てたりということが出来ます。

ただ、その区域区分日の後に許可制度が始まったわけですが、許可を受けて住宅を建築するような

場合、許可を受けられる方も原則的に集落出身者に限定されたわけですが、このように、区域区分日以降に許可を受けたような建物については制約がございまして、やはり譲り受ける方が集落出身者等でないと許可を受けられないというような制約が、現在ございます。

この制約が、空き家、空き地の利用を幾らか阻害しているのではないかということで、今回の条例改正によって、そのように許可を受けて建てた住宅、区域区分日以降に許可を受けて建てたような建築物であっても、10年以上適合した状態で使用されているようなものについては、譲り受ける方が集落出身者でなくても許可を受けられるようにしようというのが、今回の条例によるものでございます。

したがいまして、区域区分がなされる前に建っていた建物というのは、あまり制約がございませんで、どちらかといいますと、今回ターゲットにしておりますのは、区域区分日以降に集落出身者が建てたような住宅の緩和でございます。

未登記の建物も確かにございますので、そのようなものは航空写真で、建築場所に建築物があるかどうか、そういったもので補完して判断することになります。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 大体分かりました。

そうするっていうと、保存登記がされていない建物が今あるんですよ、うちのほうの町内に。どういうわけか知らないけれども、農家をやっていて今は誰も住んでいなくなっちゃったんだけど、私が子どもの頃から家が建っていたんだけど、要するに、保存登記がされていないんですよ。ですけども、それは航空写真でもって有効だということですね。説明はね。それでオーケーだということですね。誰でも家が建てられるということですね。分かりました。

そうしたら、例えば、現在解体しちゃって現況が更地になっていたとしたら、これはどのように判断されますか。同じようなものであっても、保存登記がされておっても、危険だから解体しちゃおうと。私の身内にいるんですよ。私の義理の姉が認知症になっちゃって、独り暮らしだったので空き家になってしまって、もう危険だから壊そうかなと思っているんですよ。こういう場合はいかがですか。これに適合しますか。保存登記はされていましたが、当然。多分兄貴が金借りて家を建てたんだろうと思うから、当時。けれども、もう危険だから解体しちゃおうかなと。隣近所に万が一何かあって、火災でも起こしたら御迷惑をかけちゃうんで、解体しようかなと思っている。

ですから、そういう場合には、解体しても、これには該当しますか。解体して何年とかって、前聞いたことあるような気がするんですよ。解体して何年以内でなければ駄目とか。それは、既存集落だろうというふうに私は思っているんですけども、解体しても大丈夫。うなずいてくれればいいんだ。オーケーなの。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 ああそう。じゃ、保存登記がしてあって、もう長年そこに住んでいたんだから、私が若い頃の頃、大工さんが建てた家なんだから。もちろんその後建て替えて、建築確認を取って建てたんだから、保存登記はされていたんだろうというふうに私は思いますけれども、それは解体しちゃっても、何年たってもオーケーということですか。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

この条例で載せているように、まず10年以上都市計画法に適合している状態というのが、まず条件になりますけれども、現存しているものは、もちろん対象にしておりますし、解体したものについては、解体してから3年以内に許可を取得するようなケースについては、同様に扱いますけれども、解体して3年以上経過してしまった更地につきましては、この条例の対象にはならないというつくりになっております。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、古くても建てておこなきゃなんない。建てておこなきゃなんないんだよね。3年以内でどうこうという考えもないし、私は娘にでもやっちゃおうと思っていますから。だけど、その土地は今度、有効活用はできなくなってしまう。3年間というのは、不在地主みたいになっちゃっているわけよね。そしたらば、ここで税の問題が出てきたんですよね。これは、総務環境委員会のほうなんだろうと思うんだけれども、こういうことについては、どのように解釈すればいいですか。3年以内に建てるとか何か、その後が決まんないうちは壊せない。古くても、危険であっても、やっぱり建てとかなきゃならんし、困りますよね。

だから、その辺のことを分かっていかないと困るんだけど、昭和46年以前から家が建っていて、保存登記がされていて、航空写真も残っているんだから、解体しても、何年たったって、私はこれに該当してもいいのかなというふうに思っていましたんで、3年以内でなけりゃ駄目だっていうお話だったんで、今。

それと税の問題は、3年間、固定資産税というのは免税とか何かあるのかい、そういう場合、秋葉副市長さん。空き家、住所はないんだよ、もうそこには。本人の住所は、戻っていつちゃってっから、その家にはもう住所がないの。けれども、固定資産税は来るでしょう。そうした場合に、3年間しか解体して有効性がないということは、3年間心配してなくちゃなんねえの。火災でも起こされたらとか、もしいたずらに誰かに入られたとかなった場合には、これどんなふうに扱えばいいでしょうかね。固定資産税というのは来るんでしょう。名義を入れて建っている以上は。こういうものの減免というのはないのけ。ちょっと、分かっている方、答えて。

○飯田委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 建っている場合は、家屋に対する固定資産税はかかります。ただ、非常に古いものだと、状況にもよるでしょうけれども、通常は免税点以下になっている場合もあります。それと併せまして、建物が建っていますと、敷地のほう、土地のほうの固定資産税が200平米までが6分の1ですか、確かそういう減免措置があります。壊してしまうと、逆に土地の部分の固定資産税は上がります。

〔「普通に戻るだけ。高くなるわけじゃないね。だから、減免がなくなるだけ」と呼ぶ者あり〕

○秋葉副市長 そうですね。それはおっしゃるとおり。

だから、建物が建っていたことによって、建物の固定資産税はかかるんですが、地べた、土地のほうの部分がある程度安くなっているんで、その辺の見合いで、税額がどうなるかということにはなるとは思います。



以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 その減免ということのお話なんだけれども、それ高くなるわけじゃないんですよ。普通の評価になるだけの話で、減免がなくなって普通の評価になるわけ。だから、建物は壊しちゃって、滅失登記をやっちゃえば、建物の評価、固定資産税というのはなくなるわけ。どっちが得かといったら、安心感からいければ、壊しておきたい。そうしたほうが得かなと、私はそのほうが安心かなと、隣近所にも迷惑かけないで済むかなとか、こういう思いで今ちょっと聞いてみたんですけども。

だから、そこに建っている限りは、固定資産税は減免措置というのはないという、空き家で全くもう家に戻れないという状況であっても。一例で身内のことで申し訳ないんだけど、こういうのは市内にたくさんあるんじゃないのかなと思っていますから、今一例として申し上げているんだけど。

だから、高くなるという表現ではないと思うの、固定資産税。地べた、土地が普通の評価に戻るだけの話だろうと、このように思っているんですけども、それは間違いないでしょう。だから、そういう建物に対しても、固定資産税というものの減免っていうのはないのか。あるいは壊しちゃって、3年以上たっても有効だよということにはならないのかなと。このどっちかが今回の条例の中で含まれていればいいなと思っておったんですけども。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、現行の制度の中で、区域区分日以前から存在している建築物につきましては、建物のその用途と敷地が変わらない場合は、またほかの方が建て替えたりすることができると、こういうことになっております。

この制度におきましても、解体してから1年間以内においては、そのような取扱いをしておりますけれども、解体して更地になってから1年以上経過したところについては、そのような既得権がなくなってしまうという扱いにしております。

今回の条例につきましては、そこを1年ではなくて3年間に拡大しております、その間に、何とかその次の利用に結びつくようにしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

小川委員。

○小川委員 まず、連檐制については、一般的な50戸連檐というような部分が、今回の改正に当たっては、40戸でも可能だと。この1点と、あとは私自身の部落が、いわゆる小規模部落でもあるし、そういう面で、今回の改正部分で見ると、70メートルというような部分があるんですが、この辺はあくまでも70メートル前後とするという部分で、多少の緩みはあるのかなと。この2点だけを、ちょっと伺いたいんですが。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えいたします。

既存集落における連檐の考え方でございますが、都市計画法の条文の中には、おおむね50戸という記載

がございますけれども、茨城県内は、そのおおむね50戸という表現を受けて、具体的には40戸連檐していればということで、かねてから運用しておりまして、今回の条例で50戸から40戸に緩和するということではございませんで、現在も既存集落の出身要件の方が建てる場合においても、40戸連檐しておれば許可しております。今回の条例で緩和ということではございません。

もう一つ、70メートルという考え方につきましても、もともとそのおおむね50メートルという都市計画法の考え方から、そのおおむねのところを少し拡大的に解釈して、現在で70メートルという運用をしておりまして、県内統一的に運用していることから、この辺りは引き続き70メートルということで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○飯田委員長 小川委員。

○小川委員 その辺は、理解はしております。

やはり、どうしても私自身の部落が、かなり連檐制から離れている。その他における部分として、例えば120メートルあるような部分において、今日活用されてきた部分として、極端に言うと、農家用のポンプ小屋とか、それも一つの間に取れる。例えば既存の部分で120メートルあれば、もうこれ対象外になっちゃうからさ、その間に単純に言うと物置か、ポンプ小屋及びそういうのがあれば、それは適用になるのかな。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えいたします。

今回の条例についても、連檐の考え方は従来どおりでございます。農業用の倉庫ですとかポンプ小屋、その建築物として見られるような規模のものであれば連檐には数えられますので、運用は今までと変わりません。

以上でございます。

[「はい、了解しました」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第45号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第46号 水戸市土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 議案第46号については、1点だけ質問したいんですけども、今回東前第四土地区画整理事業が、今年度末をもって終了するということになりました。これに伴って、借金とか、あるいは水戸市がつぎ込むお金とか、そういうものはあるんでしょうか。

○飯田委員長 坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

既に令和元年度で事業を終了したため、資金のやり取りはもうございません。

○飯田委員長 ほかに。

松本委員。

○松本委員 ということは、これ第四工区け、終了したというのは。第一工区から第四工区まで、全部で何工区に分かれてんの、東前の工区は。

○飯田委員長 坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

東前は、既に終わっている第一工区、今回終わった第四工区、そして今現在進捗率が90%の第二土地区画整理事業ということで、3つでございます。

以上でございます。

○松本委員 何で3つなの。工区が4つあるんじゃないの。

○飯田委員長 坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

第三と第四を合併しまして、土地区画整理の第四が残ったということになっております。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、第四工区というか第三工区だ、早い話が、合併したんだから。地番でも何でも、若いほうに合併するんだよ。だから、第四工区じゃなくて第三工区なんだよ、早い話が。俺はそう解釈するんだけれども。

工区はともかくとして、そうすると、これまでやってきた第一工区から第三工区と第四工区を合併して、3つの工区の中で、保留地、売れ残りの土地というのはないの。

○飯田委員長 坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

東前第二が、残り22区画の用地が残っております。あとは全部、完売済みでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 そしたら、第三工区・第四工区が合併したところには、保留地はないということ、売れ残りはないということ。これ、幾つぐらいの区画をやったの、第三工区・第四工区というのは。値段も当初よりはかなり下げたんでしょう。当初の計画よりも、かなり下げたんでしょう。ですから、そのプラスマイナスからいったらば、かなりのマイナスになっているんでしょう、金額的には。当初は幾らで売り出して、今は第三工区・第四工区は幾らで売って、第二工区の二十何区画の売れ残りは、幾らで今売りに出しているの。どういうことで売りに出して、今それを売ろうとしているの。

○飯田委員長 坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

東前第四土地区画整理事業につきましては、金額的には値下げをしないで売り切ったということでございまして、そこについては、予定どおり、総事業費が32.04億円ございまして、予定どおり進んだとい

うことでございます。

ただ、東前第二につきましては、松本委員のおっしゃるとおり、土地を若干値下げをしてやっておりますので、残りが22区画。今後の販売状況でございますが、残り22区画でございます、予定では2億99万8,000円で販売する予定でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 そしたらさ、その第三工区・第四工区は、値下げをしないで売ったと。何区画売ったのか分かんないけれども、答弁がないんだけど、当初、区画整理を第一工区やったとき、下げたでしょうよ。かなり下げたんじゃないんですか。だから、2億99万8,000円、これが22区画の残地の売上金だということですね。そしたら、坪が幾らになるの、これ。面積が何区画で何平米になっているの。もう少し分かりやすく、丁寧に説明しなよ。俺、ばかだから分かんないから。

だから、当初の計画を立てたときの坪当たりの価格と、平米でもいいよ。それで、売り切ったっていう、自信持った答弁を言っているんだけど、幾ら下げたの、当初からしたら。安くしたから売れたんでしょう。それで、何で第二工区は22区画も残ってるの。これ、おかしいじゃん。2億円で売って、金が上がってねえんだもん。

○飯田委員長 坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

東前第二の22区画につきましては、まだ事業が終了していませんので、22区画が残っているということでございます。東前第二につきましては、全体で99区画ございまして、そのうち77区画を売りまして、現在22区画が残っているという状況でございますので、販売促進に今努めているところでございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 最初からそう言ったらよかっぺ、だって第二工区はもう終わって、第三工区・第四工区も合併して、これももう終わったんだというふうには、私らは受け止めてなかったんだ、今のあんたの答弁は。そしたら、まだこの工事が済んでいないということなんでしょう。だから、売れないんでしょう。そしたら、売れねえってことは、保留地じゃねえべよ。売り出して初めて、残っているやつが残りっていうんだらうよ。まだ売りに出していないんでしょう。工事ができていないんだから、売れないでしょうよ。どんなふうになってんだ、その辺は。

○飯田委員長 坏市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

説明が不十分で、誠に申し訳ございません。保留地の予定地でございます。保留地の予定の区画数を、22区画ということで御説明いたしました。申し訳ございません。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 そしたらさ、予定地というのは分かったよ。そしたら、予定地ということは、上下水道も何も全部入って売りに出すんでしょうよ。水戸市がやっているんだもん。上下水道の取付けなんか、全部できてんの、その予定地に。どうなってんの、でなきゃ売れないでしょう。

○飯田委員長 坏市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

予定地でございますので、まだ上下水道の工事は終わっておりません。

以上でございます。

○松本委員 そしたら、保留地っていうことよりも、残地っていうよりも、売りに出していない土地だもの、今後売りに出す土地でしょうよ。上下水道も何も入っていないのを売りに出しているって、一生懸命何回も言っている、売りに出しているっていう、あなた今そういう答弁したんだよ。そんな土地、買う人いないでしょうよ、上下水道も何も入っていないところの土地を。それで何で遅れちゃったの、何で第三工区・第四工区が終わりになっちゃったの。順番としておかしいんじゃないの、何だか。

○飯田委員長 松本委員、ちょっとね、ごめんなさい。うっかりしていましたがけれども、議案第55号に東前第二土地区画整理事業の議案があるんですよ。

○松本委員 55号にあるの。

○飯田委員長 ええ。今やっているのは、第四工区をやっているものですから。

○松本委員 だから、関連だから。

○飯田委員長 第二工区のほうでお願いしたいんですけども。今まず、この条例の改正というについてです。

○松本委員 この第二工区は議案第55号であるの。そしたら、同じ質問になっちゃうよ。

○飯田委員長 こっちだけ整理させていただいて……

○松本委員 じゃあ、もう質問したと。議案第55号に対して質問したということにしておくから。

○飯田委員長 そこに来たときに、また。

○松本委員 答弁してよな、ぴしっとな。

○飯田委員長 すみません。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第46号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中建設企業委員会所管分、第4款（衛生費）中建設企業委員会所管分、第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分、第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）並びに第3表債務負担行為中建設企業委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 私はですね、議案書②の183ページ、再開発事業について質問したいと思います。

それで、この中では、泉町1丁目北地区市街地再開発事業費として、7億6,790万円が計上されております。これは、市街地再開発事業補助金、そして市街地再開発事業公共施設管理者負担金として出ておりますが、この予算は何に使われるのかということ、どこに支出されるのかということについて、お答えをいただきたいと思います。

○飯田委員長 加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

本予算の、まず何に使うかという用途についての御質問でございますが、再開発事業費7億6,790万円のうち、再開発事業補助金として7億4,300万円見込んでございます。使途でございますが、工事に伴います共同施設整備費が主でございます。工事費、建築工事の進捗に伴います共同施設整備費として6億7,500万円を見込んでございます。このほか、工事と平行して進められます工事監理業務に対して6,800万円でございます。

一方、公共施設管理者負担金として2,490万円見込んでございますが、内容でございますが、市道上市189号線に係ります電柱の移設補償として1,490万円、また市道上市192号線に係ります電線地中化に伴います受委託費用として1,000万円を見込んでございます。

また、御質問のどこに対する支出かということでございますが、全てが泉町1丁目北地区市街地再開発組合に対する支出の予定でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、7億6,790万円は、全て再開発組合に支出されるということになりますよね。私ちょっと表を作ってみたんですけども、あとは泉町周辺道路整備として、来年度予算の当初に4億8,780万円の予算が組まれております。これを説明書で見ますと、1つは幹線市道4号線の道路改良等についてと、2つ目は芸術館西通り線の歩道設置などの敷設と、3つ目は市道上市196号線の用地買収になっているんですけども、これはそれぞれどういう内容で、そしてその額は幾らなのか、お答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 加藤泉町周辺開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

泉町周辺地区整備事業費の内訳でございますが、路線ごとに御説明させていただきます。

まず、幹線市道4号線には2億1,320万円を予定してございます。内容でございますが、委託料として2,110万円、工事費が1億8,110万円、ガスの移設補償費が1,100万円でございます。

次に、芸術館西通り線でございますが、1億3,120万円を見込んでおりまして、全てが工事費でございます。

次に、市道上市196号線でございますが、6,440万円見込んでございまして、内容は委託料が60万円、残り6,380万円が用地補償費でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 この市道上市196号線の整備なんですけれども、これは、みと文化交流プラザの前の道路で、一方通行から2車線にするということでありまして、芸術館東側駐車場の取付け道路ということになるわけでございます。

しかし、芸術館東側駐車場の建設予定地の地権者は、本会議でも答弁がありましたけれども、反対をして

いて、駐車場建設費は、2019年度の予算というのは全て執行できなかったという状況であります。その点で、そこにまた予算を組むということについてはどうなのかということなんですけれども、2019年度の東側駐車場の建設費というのは、これは執行されなかったですね。そこをちょっと確認したい。それなのに、なぜ上市196号線についての整備費が組まれたのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 加藤泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

昨年の11月21日の特別委員会に、新たなスケジュールをお示しさせていただいております。再開発事業につきましては、約7か月遅れる2023年4月のオープンというスケジュール、また一方で、周辺の整備事業として駐車場整備あるいは道路の整備事業、こういったものも見直しのスケジュールをお示しさせていただきました。

その中で、御指摘のとおり、駐車場あるいは市道上市196号線に関係します地権者お一人との交渉が長引いているということも踏まえまして、令和2年度、来年度いっぱい、その方の用地補償に努めるということで、それに合った予算編成を今回提案させていただいている次第でございます。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 来年度いっぱい、その反対している地権者の説得に当たるということなんです。しかし予算上は、全くその予算はないわけなんです。これ。市道上市196号線の整備では、その予算がない。しかし、あくまでも、その予算を組んで工事を進めるということで、結局は、これ住民無視で上市196号線の拡幅を行うということではないかと、住民無視の行政ではないかということなんですけれども、どうなんでしょうか。

それと、もう一つは本会議のときに答弁がなかったんですけれども、東側駐車場建設予定地の地権者に対して、水戸市は強制立ち退きを求める法的措置を取るのかということをお聞きしましたら、答弁がなかったもので、再度答弁をお願いしたいと思います。

○飯田委員長 加藤泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

改めて、市道上市196号線についての予算でございますが、工事費は計上してございません。用地補償費が主なものでございまして、そのお一人の方との用地交渉に、令和2年度は努めていくという予算の考え方でございます。

また、御質問の強制立ち退きという御質問でございますが、あくまで任意の交渉に努めてまいりたいと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、絶対に強制立ち退き、この法的措置は取るべきではないと思います。やっぱり地権者の方は、長年そこに住んでいて立ち退きはしないというふうに表明しておりますので、そういう点では、やはりそういう裁判に訴えてまでの強制立ち退きを行うということにはならないということですが、もう一度確認したい。その点はいかがなんでしょうか。

○飯田委員長 加藤泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

重ねての御答弁になりますが、任意の交渉に努めてまいります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回この再開発組合に対する補償、周辺道路整備の予算が組まれました。私、今年度どのぐらい予算が組まれたのかということを確認したいと思うんですけども、ここに書いてありますように、2020年度の新市民会館の予算というのは、再開発組合に対する補助金などで7億6,790万円。それから、泉町周辺地区整備事業費で4億8,780万円ということになりました。さらに、この再開発事業の補助金として、今年度末に追加されたのが13億2,560万円と。そして、さらに新市民会館の建設費と、建設のための保留床の取得のお金として55億円。合わせて80億8,130万円のお金が、今回再開発に投入されるということになりました。これについては、どうなんでしょうか。私、この数字を確認したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○飯田委員長 加藤泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたしますが、今御質問の中に、私が所管する予算以外のところも含まれてございます。それについては、お答えする立場にはございません。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 この中で、所管をしている、所管していないのは、いわゆる新市民会館の保留床の取得費55億円ですか、言っているのは。お答えください。

○飯田委員長 加藤泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 御指摘のとおりでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうなれば、今年度の水戸市の再開発、要するに新市民会館の建設費は80億円を越すんです、約81億円ということになります。私は、これだけ莫大なお金を新市民会館の建設費に来年度予算を投入するというのは、到底納得できないというふうに思います。そして、特に今、住民訴訟が市民の会から提出されていて、4月16日には水戸地裁で公判が行われると。そして、予算は執行すべきではないという市民の皆さんから出されているという中で、また80億円も、81億円も予算を組むというのは、私は許されないんじゃないかと思うんです。そしてまた、今、新型コロナウイルスの問題で、非常に市民の暮らしも大変になっている、経済も大変という中で、こんな莫大なお金をつぎ込むというのは、私はやるべきことではないと思いますが、これは都市計画部長にちょっと答弁してもらいたいと思います。あるいは、加藤所長でもいいですけども、答弁してもらいたいと思います。

[発言する者あり]

○飯田委員長 高橋都市計画部長。

○高橋都市計画部長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

我々は、事業の進捗に向けて必要だと思われる予算を御提案させていただいたところでございます。

以上でございます。



○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、市民の皆さんの意向、それから今、新型コロナウイルスの問題で市民が困っているということも考慮しないで、あくまでも当初計画どおり進めるというやり方は、私はこれは到底認められないというふうに思います。ぜひ、この建設計画は中止をして、もう一回見直しをしていただきたいというふうに思います。

それから、あと一点、これ加藤所長にお聞きしたいんですけども、旧京成百貨店の解体工事がありました。その中で、想定を超える有害なアスベストが含まれているということが明らかになりました。

私は、撤去量はどのくらいになるのかということで、3月議会でも質問いたしましたが、しかし、答弁がありませんでした。精査するというものであります。しかし、そうであれば、精査した段階で、そのアスベストの量というはどのくらいあったのかということ、それから、撤去費用というのは幾らぐらいかかったのかということについては、やっぱり明らかになった時点で、議会にも住民にも報告する必要があるんじゃないかと思うんです。

周辺の住民は今回のアスベストについて、ほとんど知らされていない。アスベストは広範囲に飛散して、健康被害が危惧されているということで、近隣の住民からは、きちんとした説明がないということで怒りを表明しておりましたけれども、その点で撤去費用、それからアスベストがどのくらい含まれていたのかについて、住民に今後説明することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○飯田委員長 加藤泉町開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

アスベストに関する御質問でございますが、今議会で中庭委員の質問にお答えしたとおりでございますが、アスベスト撤去による増額費用につきましては、まだ工事が進行中でありまして、組合のほうでは設計変更の契約手続の最中でありまして、契約変更ができて金額が確定した時点で、アスベストの増額費用というものも数字が固まっておりますので、その予算につきましては、昨年事業費を見直した増額の見込みの額の中で収まる見込みではございますが、正確な数字につきましては、今は把握できてございません。

また、住民に対してという御質問でございますが、昨年5月に解体工事着手前に地元説明会を開催した際にも、アスベストの存在を十分に周知してございます。その対応工事につきましても、法令に従いまして適正にやりますということをお伝えし、工事に着手してございます。また、今年の1月末にも、新築工事を前にして準備説明会を行ってございますが、そのときにもアスベストの処理につきましては、昨年11月いっぱいをもって、法令に従いきっちり処理も済んでいるという報告を、私から地域の皆様に対して御説明をさせていただいております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 それは、私はもう聞きましたよ、3月の本会議の高橋部長の答弁で。しかし、昨年5月の説明会でも、今年1月の説明会でも、どのくらいアスベストが含まれていたのか、撤去したのか、その量、それからその費用については、一言も説明がなかった。そしてまた、再開発ニュースの中でも1月には何の説明もなかったと。住民の皆さんは非常に不安、怒りを持っているということですよ。ですから、私はぜひ、それを住民に説明していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○飯田委員長 加藤泉町開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

私が聞くところ、地域の皆様から、アスベストに対するそういった不安の声は聞こえてきません。しかし、個別にそういった電話相談もございますので、その都度その方に対しましては、丁寧な説明に努めてまいります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。ぜひ、丁寧に説明していただいて、今回も周辺住民の皆さんが、再開発主を訪れてその要求をしておりましたから、ぜひ丁寧な説明をお願いしたいと思います。

次に、道路行政について、ちょっと質問したいんですけれども、交通安全施設整備費が議案書②174ページに出ていました。これが、3億2,700万円から今年度は1億2,400万円に減額、2億円も減額になったんですけれども、交通安全施設整備費が大幅に減額になったということは、ちょっと説明もされましたけれども、この中で歩道の設置だとか、あるいはカーブミラーの設置だとか、そういう設置費というのは減ったんですか。どうして減額になったのかをお答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

御指摘のありました交通安全施設整備費の減額は、前日の説明でもお話しさせていただきましたとおり、この交通安全施設整備費の中に同じく計上してございました交通安全維持費のお金が、別な項目に一括して計上したこととなったことから、その分のお金が目減りして見えているような状況になってございます。

〔「減ってはいないということ」と呼ぶ者あり〕

○大森建設部技監兼建設計画課長 ほぼ同額です。ちょっと詳細については、すみません、手持ちのところでのその辺の数字はないんですが、ほぼ例年と同じ程度の水準の予算は計上してございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 それから、あとちょっと幾つか質問しますけれども、道路新設改良費というのがありますけれども、議案書②の172ページ、173ページですけれども、これが22億円から19億円に3億円も減ってしまったということで、設置箇所が減ったのか減らないのかをお答えいただきたい。

それから、排水路費も、4億5,000万円から3億2,000万円に1億5,000万円も減ってしまったんですけれども、これはどうなのか、お答えいただきたいと思います。

それともう一つ、3つ目に土木補修事務所の職員定数が削減されたんですけれども、これは何名から何名に削減されたのか、削減された理由というのは何なのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 以上、3つね。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

別途配付させていただいております予算関係参考資料、令和2年度当初予算の概要という、A4横のこういった資料がお手元のほうにいつているかと思っておりますけれども、その中でページ数でいきますと17ページ、この中で都市建設部門として幾つかの項目で昨年度との比、増減等も記載させていただいております。

御指摘いただいております道路新設改良事業費につきましては、約2億9,000万円ぐらいの減額ということで、昨年度比で17.7%の減となっております。工事の内容について、工事の路線数自体は13路線として、昨年度よりも多くなっているところ、延長も多い形になってございますが、その工事内容等によって、多少お金の部分が増減しているという形になってございます。

また、排水路整備事業費につきましても、昨年度から比べれば、確かに35%の減となっておりますが、市内全域における冠水対策ということで、市街化調整区域における事業を排水路、それから市街化区域内における事業については都市下水路ということで、2つが一体となって対策のほうを講じているところでございまして、この2つを合わせると、ほぼ例年度と同額で冠水対応をしているというような形になってございます。

〔「あと、土木補修事務所」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 待ってください。

大山土木補修事務所長。

○大山土木補修事務所長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

令和2年度の土木補修事務所の定数につきましては、令和元年度が31名に対し、5名減の26人が定数となっております。

その削減の理由でございますが、これまで下水道部から受託によって直営で実施してきました、下水道施設に関わる補修業務が委託化されることに伴いまして、それに従事していました人員5人を削減するものでございます。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 土木補修事務所の定員が5人減らされたということなんですけど、このことによって、下水道の直営の補修がなくなったわけですけども、それによって市民サービスが低下しないのか。要するに、今まで直営で下水道の清掃などが行われていたわけですけども、これが民間委託になると、その結果、土木補修事務所の職員が5名減るとということで、その下水道の業務についても影響があるのか、市民サービスに影響はないのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 川原井下水道施設管理事務所長。

○川原井下水道施設管理事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

令和2年につきましては、業務委託費を予算に計上させていただいております。引き続き、市民への影響がないよう対応をしてみたいと思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 あともう一つは、1つは道路建設の問題で、赤塚駅再編の都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線について、ちょっと別個の問題ですけども、完成時期について、いつできるのかと。市民の皆さんは、かなり便利な道路なので、早くできてほしいということで要望が出ていますけれども、いつ完成するかをお答えいただきたいというのと、それから都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）の進捗状況についても、いつ頃完成するのかということで、住民の皆さんからは、朝晩大渋滞していて、なか

なかあそこを通るのが大変ということで、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）の進捗状況と完成時期についてお答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 安達道路建設課長。

○安達道路建設課長 中庭委員の都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線の完成時期についての御質問なのですが、令和元年、2年と2か年継続事業としまして、JR常磐線の立体交差から南北に接続道路として、現場打ちボックス、U型擁壁工事を現在施工中でございます。その後、立体交差へ接続する道路工事及び国道50号交差点の道路改築工事を行い、令和3年度末の開通を目指しております。

次に、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）につきましては、現在、幹線市道23号線から国道50号までの舗装工事及び国道50号の交差点改良を現在施工中でございます。また、JR東日本との協議の結果、常磐線に架かる跨線橋工事の中で、水戸市施工分の3橋台の工事を現在施工中でございます。常磐線跨線橋工事につきましては、現在JR東日本と協議を行っておりまして、令和3年度に工事委託の協定を結ぶ予定でございます。その後、工事委託協定に日時と費用を要することから、令和13年度の供用開始を予定しております。

今後も、引き続き国からの補助金の財源に努め、早期完成を目指して事業を推進してまいります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 ちょっと今の答弁では、赤塚駅西線については令和3年度末ですから、ぜひ一刻も早く開通していただきたいと思います。特に、赤塚駅の踏切が、非常に朝晩混雑してなかなか抜けられないということがありますので、ぜひこれは早く開通していただきたい。

それから、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）の完成時期は、令和13年度ということ、今は令和元年度だから、あと12年。12年っていったら、私が85歳ぐらいになっちゃう。だから、非常に長いですね。これは何でこんなに長いのかなって私はいつも思うんですけども、もっと住民の皆さんからは、早くあそこから国道50号に抜きたいというのがありますけれども、一刻も早くこれはできないのかなと思います。これは相手もあることですから、なかなか大変でしょうけれども、お願いしたいと思います。

次に、生活道路の整備についてちょっと質問したいんですけども、生活道路の整備の予算というのは今年度と同じなのかと。特に、狹隘道路の整備費は、来年度は全く同じ予算となるのかということと、それから、狹隘道路を整備してほしいという要望が何件か来ているんですけども、現在要望箇所って何か所くらいあって、要望箇所が全部整備終わるまで、あと何年ぐらいかかるのか。そういうことで、なるべく早く、住民の皆さんからは、長年要望しても実際に実現するのは随分かかるということもありますので、その点、要望箇所と整備が終わるまでは何年かかるのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 川又生活道路整備課長。

○川又生活道路整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

狹隘道路及び後退敷地整備事業につきましては、令和2年度予算で3億9,000万円計上しており、昨年度と全く同額の予算を計上しております。

また、御質問の要望箇所につきましては、整備中路線も含めまして99路線ございまして、現時点での完

成に要する年数は、新線延長により多少前後しますが、9年程度となっております。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、これから要望すれば、10年目になっちゃうということなのかな、これ。例えば、青柳町の狹隘道路の整備をしてほしいというふうに要望しますよね。そうすると、今ストックが99か所あって、これが終わるまで9年だから、そうすると、これから出す狹隘道路の整備は10年後に完成するということになるんですか。

○飯田委員長 川又生活道路整備課長。

○川又生活道路整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

ただいまストックが99路線ございますが、そのうちで、今整備中路線が75路線ございます。順次整備が進んでいけば、そのまま、また新しい申請が前に来るとのことなので、9年程度を維持しながら整備できるような形で、今やっている状態でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、例えば狹隘道路の整備をお願いしたいとって要望したら、10年後にその要望した人は亡くなっていたということもあるような予算ですよ。3億9,000万円の予算ですから、新市民会館の建設費には80億円も、81億円も予算につき込んでいるんですから。だから税金の使い方が間違っているんじゃないかと。もっとこういう生活道路の整備、狹隘道路の整備には、もっともっと予算をつけて、やっぱり市民の願いが実現できるようにしていただきたいと思います。

あと、私のほうからは、もう一つ、住宅行政について住宅政策課長に質問したいんですけども、市営住宅の場合、風呂釜と浴槽について、2019年度予算では、その予算を組んだということでありました。実際何か所設置したのか、お答えいただきたいということでもあります。答弁をお願いします。

○飯田委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今年度、風呂釜の設置につきましては、実績はゼロ件でございます。その理由といたしまして、空き家対策の一環ということで、5階に入居される方に対して入居促進ということで、今年度考えていたところがございます。5階のほうには、今年度入居がなかったということでございます。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 5階に入る人のみ、風呂釜と浴槽を設置するということですよ。その5階に希望する人がいなかったと。だって5階までエレベーターがない中で上がって住む人というのは、現実はなかなかいないというのは、課長が言うように理解できるんですけども、やっぱり今後入居するに当たって、やっぱり障害になっているんですよ、風呂釜、浴槽設置というのがないと。市営住宅がうんと余っているのに希望者が少ないというのは、やっぱり風呂釜と浴槽の設置で約20万円ぐらいかかってしまうということで、なかなかためらうということなの。ところが実際はゼロということ。何ですか、これ。

だから、1階でも2階でも3階でも、希望する方については設置したらいいんじゃないですか。来年度、

令和2年度の予算で、これは何件分ぐらい組んでいるんですか。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

令和2年度の予定といたしましては、4階以上の方への入居促進を図るため、入居相談等が住宅管理センターのほうであった場合は、そういった案内をしながら、段階的に階数を落としていこうと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今年度、2019年度に4階以上入った方というのは、申し込んだ方、何件ぐらいあったんですか。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 令和元年度で4階に入居された方は、1件です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 予算的には1件分しか組んでいないということと同じですね、今の話は。こういうところにお金をつぎ込まないで、新市民会館に80億円、81億円、とんでもないと思うんですよ。

やっぱり来年度はこの4階以上に設置する基準は、やめてしまったらいいんじゃないんですか。やめることはないんですか。だって、1件しか今年はなかったのに、来年度だってそのぐらいでしょうよ。たった1件のためにしか予算を組んでいないというのは、私は到底納得できない。

そういう点で、木村課長、これ例えば、少なくとも2階以上に変更するとかいうことはないの。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

来年度、段階を踏んでいきながら階を落とそうという考えを持っていますので、来年度はまず4階以上ということと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の答弁は非常に後ろ向きで、到底納得できないというふうに思います。

それとあと、市営住宅の強制立ち退き、連帯保証に対する裁判というのをやっていますよね。これは、今年度どのぐらいの訴訟費用というのは、何件分ぐらい見込んでいるのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

令和2年度訴訟関係の予算見込みに関してですが、訴訟が20件、即決和解20件、あと強制執行10件分の予算を計上しております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 それは、幾らぐらいなんですか。

〔「合計ですか」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 合計です。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 すみません、改めて中庭委員の御質問にお答えします。

令和2年度訴訟に関する業務関係の予算は、総額で250万円。そのうち、内訳としまして、訴訟20件、即決和解20件、強制執行が10件分という形で計上しております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、来年度は50件分で250万円の予算を組んでいるということですよ。だから、即決和解にしても、訴訟にしても、強制立ち退きにしても、市営住宅の強制退去の裁判でやることには変わらないということで、これまで水戸市でどのぐらいの訴訟件数を行ってきたのか、過去3年間の訴訟件数ってどのぐらいあったんですか。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

平成30年度以降、こちらで20件は超えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 20件ではないよね。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 すみません、訴えの提起のほうは、今年度、今3月もかけるのを含めまして28件、和解のほうは22件という数字になっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 来年度は50件、今現在でも28件の裁判を行ったということでありまして、この公営住宅というのは、住宅のセーフティーネットなんですよ。この方々に対して、今は例えば40万円とか50万円でも、裁判やって立ち退かなければ、強制立ち退きという裁判が行われていて、そういった点では、ホームレスになってしまったという例もあったとか。あるいは、80歳以上の方を強制立ち退きの裁判にかけたとか、訴えたとか、いろいろありましたよね。

だから、それをさらに来年度も50件の訴訟を見込んでいるというのは、あまりにもこれ市営住宅に対して、本当に非常に冷たい姿勢ではないかと。こんなことをやってったら、市営住宅に入る人がどんどん減っちゃうというふうに思うんですが、いかがかと。

それと、引き続き連帯保証人に対する裁判も、この50件の中には含まれるのかという点をお答えいただきたい。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

訴訟件数があまりにも多いということですが、現在きちんと毎月支払っていただいている入居者さんとの公平性を考えるためには、滞納者の方への対応というのは、やむを得ないというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

裁判、訴訟関係のほうで、連帯保証人ということで、こちらのほうも今まで同様に、訴訟対象の相手ということで考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 4月から連帯保証人は求めないということになるのに、これまでの連帯保証人については裁判をかけていくと。これまでどおり裁判にかけるというやり方は、これはあまりにもひどすぎる住宅行政では

ないかというふうに思います。県でも、連帯保証人に対しては、裁判に訴えておりませんよね。しかし、水戸市でこれだけの、これ全国的にもまれな訴訟ですよ。こういうものは、ぜひやめていただきたいと思います。

それから、この4月から家賃の減免制度というのが改正されますよね。今までは生活保護基準以下でなければ、家賃の減免は受けられないということだったんですけれども、これが今度は削除されることになったんですけれども、いずれにしても、家賃減免のこの要項、そして規則、こういうものは市民の皆さんに広く知らせる必要があるんじゃないかと。そうすれば、ある程度困ったときに減免が受けられるということになるんですけれども、この家賃の減免制度の詳細については、いつ発表されるのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

4月以降の規則の改定についてでございますが、こちら、現在決裁を取っているところでございまして、年度内に決裁が下りる予定であります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 12月の議会の家賃の減免についての条例改正が出ましたよね。その中で、生活保護基準以下でなければ、要するに、生活保護を受けていなくても家賃を減免する場合には、生活保護基準以下じゃなければ家賃の減免がされないというのが、今の現行の市営住宅の規則なんですけれども、これは県営住宅並みに改善されるということになるんですか。県の場合は、非課税であれば家賃が減免されるということになっています。生活保護基準以下でなくても、非課税であれば、そういうふうに同じようになるんですか。お答えいただきたい。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

同じような回答になってしまいますが、現在、規則全体を見直しているところでございますので、現段階のところではお答えすることができないということで、御理解していただきたいというふうに思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、いつ、そうすると、年度末に行われるんだから、4月1日から施行ですよ、あの条例。そうすると、この委員会には、3月26日の議会までには、少なくとも建設企業委員会には配付されますか。

[発言する者あり]

○中庭委員 4月1日施行でしょう、違うの。だって、その前に少なくとも委員会には出すべきじゃないの、どんなものなのか。できないのかね。課長、もう一回お答えください。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

何度も大変申し訳ございません。決裁、今取っている最中でございまして、いついつというふうに、具体的に日程をお伝えすることができない状況です。

[「了解しました」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 五十嵐委員。



○**五十嵐委員** それでは、中庭委員の質問と重複しないように、6点ほど確認させていただきますけれども、分かる範囲で教えていただければと思います。

まず、3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費の中で住宅救助経費として、台風19号の影響等で民間の住宅の借り上げてありますけれども、これの中身について、ちょっと教えていただければと思います。

○**飯田委員長** 木村住宅政策課長。

○**木村都市計画部技監兼住宅政策課長** ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

災害救助費の内訳につきましては、住宅救助経費ということで、まず一つが東日本大震災による被災者に対する支援のもの。あと、台風第19号による被災者に対する支援ということで、2つの項目が入っているような状況です。

令和2年度につきましては、東日本大震災による被災者の方に対しては、福島県からの避難者1件、台風第19号による被災者の方には9件、こちらで家賃の補助ということを取っております。

あともう一つが、東日本大震災による被災者住宅復興のために融資を受けた方に、その利子に対する補助ということで、こちらのほうが平成31年3月までに融資を受けた方に対して、水戸市内の対象46件に、融資開始から5年間、融資額の1%を補助しているものでございます。

○**飯田委員長** 五十嵐委員。

○**五十嵐委員** ありがとうございます。

この住宅の場所というか内容、民間あるいは県営とか、そういう種類とか内訳はある程度ばらばらになっているのでしょうか。

○**飯田委員長** 木村住宅政策課長。

○**木村都市計画部技監兼住宅政策課長** ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

こちらの使用料に対する補助金に関しては、今言った方の東日本大震災で1件、台風19号による9件、こちらは全て民間住宅のほうに入っている方になっております。

○**飯田委員長** 五十嵐委員。

○**五十嵐委員** 次に、議案書②の153ページ、4款衛生費、4項上水道費、1目上水道費で、耐震化の説明があったと思うんですけども、その点について、具体的に詳細を教えていただければと思います。

○**飯田委員長** 梶山水道総務課長。

○**梶山水道総務課長** ただいまの五十嵐委員の御質問についてお答えをいたします。

1目の上水道費につきましては、市長部局より水道事業会計のほうへ繰り出す操出金となっております。この操出金の内訳につきましては、水道部の職員の児童手当の部分と、あとは安全対策事業費といたしまして、主に田野川第一水管橋というような、水管橋というのが川に架かって、水道水を流す専用の橋があるんですが、現在その耐震化工事を行っております、その部分に充てるお金といたしまして、出資金のほうを、市長部局の一般会計からいただくというようなことでございます。

○**飯田委員長** 五十嵐委員。

○**五十嵐委員** ありがとうございます。

次に、議案書②の同じく161ページ、6款農林水産業費、1項農業費、7目植物公園再整備費というこ

とで、ざっくりでいいんですけども、内容をちょっと教えていただければと思います。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

植物公園再整備事業につきましては、令和元年度から継続費により執行しているものでございます。昨年度に引き続き事業を実施するものでございまして、観賞大温室、熱帯果樹温室改修工事などが主なものになってございます。その他、附属として、周辺の整備などがございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

同じく、議案書②の173ページ、8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費の中で、説明がありました、飯富で10路線とか、側溝とか、集中ますとかってありました。これは台風19号関係じゃないんですか。ちょっと、その内容について。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

説明につきましては、議案書③の令和2年度予算に関する説明書（別冊）の16、17ページをお開き願います。

こちらのページの一番下の項目に、道路新設改良事業費ということで記載のほうをさせていただいております。一番右の事業の概要のところ、新設改良などの道路について記載のほうをさせていただいております。説明をさせていただいたとおりの市道飯富150号線ほか10路線、それから内原分として3路線ということでの工事、そのほか委託料、用地費、そういったものを計上させていただいております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

同じく、179ページ、8款土木費、3項河川費、3目河川改良費の中で、石川川の改良の説明がありましたけれども、この進捗状況を教えていただけないですか。

○飯田委員長 三村河川都市排水課長。

○三村河川都市排水課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

石川川の河川改良事業費につきましては、来年度、用地測量、石川川の河川水域の測量と用地補償費等を考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 これはずっと継続でやっているんだと思うんですけども、これで来年度の分が終わっても、大体流れとしてはまだまだ続くんでしょうか。その辺の全体計画をちょっと。

○飯田委員長 三村河川都市排水課長。

○三村河川都市排水課長 ただいまの五十嵐委員の質問にお答えします。

石川川につきましては、調節池のほうは昨年度完了いたしまして、石川川の河川区域の残りの部分につき

まして、用地の取得については、まだちょっと時間がかかる予定となっております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

最後に、181ページ、8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費の中で、水戸駅北口とか赤塚駅、内原駅とかありますけれども、この駅の管理について、それぞれどのような体系というか、契約期間とか、その委託内容とか、ざっとでいいので分かれば教えていただきたいと。お願いいたします。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

駅周辺の施設の管理に関する御質問だと思いますが、こちらは清掃ですか、あとは電気関係の委託関係がございまして、これは、それぞれ毎年1年ごとの契約の更新となっております。あとは、それ以外に、施設のほうで不具合が発生した場合の定修センターに費用を充てております。

以上です。

○飯田委員長 ほかがございせんか。

松本委員。

○松本委員 水道のほうなんだけれども、4款衛生費の上水道費、これの4,870万円かな。これは、地方債が4,080万円ですね。そして、一般会計のほうからの持ち出しが790万円ということですね。これの中身というのは、何でしたっけ。4款衛生費の中の上水道費。152ページ。

○飯田委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

この1目の上水道費につきましては、一般会計からの操出金となっておりますが、この一般会計から繰り出す分の財源につきましては、市長部局のほうでの財源の宛ての内訳となっておりますが、水道部におきまして、こういった財源を用いてこの操出金を捻出しているかという部分については、申し訳ございませんが、お答えできませんので、申し訳ございません。中身については、先ほども申しましたが、児童手当の補助金としての水道部への繰り出しと、田野川第一水管橋への耐震化事業としての出資金としての繰り出しが主なものでございます。

○飯田委員長 ほかがございせんか。

松本委員。

○松本委員 よく分かんないんだけど、地方債というのは、要するに借金でしょう。これ前年度と比べると、30万円減になっていますよね。これは、何でこういうふうになるの。

[発言する者あり]

○飯田委員長 伊藤上下水道局水道部長。

○伊藤水道部長 松本委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、それぞれ第一水管橋の工事内容を説明させていただきましたが、その対象事業費によって出資される金額が異なってまいります。それによって、前年度と今年度の事業内容の工事費によって、工事出資金

の2分の1ということで、補助を一般会計から受けられるということの制度的なものがありますので、その事業費の2分の1とかいう部分での、一般会計からの企業債の借入れ。ただし、一般財源を使うというような中身で工事を今回計上したと。事業費によって、前年度と今年度において率が変わってくるということでございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 俺分らないんだけど、一般会計からの操出金になる。そうすると、企業会計というのは独立でしょう。水道、下水道というのは、企業会計からの持ち出しというのはないの、これ。

○飯田委員長 伊藤水道部長。

○伊藤水道部長 先ほどの補償事業費の部分、例えば2分の1の事業費があるとすれば、残りの2分の1の部分については、水道事業会計からの事業費の持ち出しということになります。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 そしたら、この予算の説明書が何かっていうのがあるのね、そういうものの。あったのね。だって、そういうもの、どこに書いてあるの、その企業会計から繰り出したっていうのは。その辺、分からないんで。

○飯田委員長 伊藤水道部長。

○伊藤水道部長 議案書⑤令和2年度水道事業会計予算明細書になりますが、これの24ページ、25ページになります。

2項1目の一般会計出資金、この部分が一般会計からの収入で出資金として入っている金額。あとは、先ほど児童手当と言った部分が、5項一般会計補助金の説明の中の欄に児童手当という部分がありますが、この2か所の部分について、一般会計から繰入れを行うものでございます。

〔「はい、了解。分かりました」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ほかに。

松本委員。

○松本委員 その、全体に見てさ、いつものことなんですけれども、私が申し上げたいのは、全ての部、全ての課に、委託料ってのが必ずありますよね。大した金額じゃない委託料があるし、委託しなくちゃならないものもあるだろうと思います。

ということは、科目等も、それぞれその技術屋さんていうのかな、水戸市独自でできるもの、計画が立てられるもの、設計ができるもの、こういうものについても、僅かな金額の部分でも、委託の部分というものはありますよね、これ。皆さん全部に言っているんだからね、ここの部ってことじゃないからね。

だから、これはやはり、そういう資格者、技術者という者がいないから、こういうことになるのかなと。これ毎年、私いつも年を挟むときにお話ししてるんで、今回は水道部のほうも、建設企業委員会のほうに企業会計としてこちらに来ていただいて、これから水道のほうもいろいろと教えていただかなければならない問題がたくさんあるんですけども、それが今回の予算を見て、やはりちょっと気になった部分であります。

それから、それはいいんですよ、答弁は。これは、皆さんが答弁できるもんじゃないと思います。上のほうがもっと、秋葉副市長さん、上のほうが協議する問題だろうと思います。

先ほど、中庭委員さんのほうから、都市計画道路3・3・2号線の問題が出ましたね。その計画路線の中に、前に田尻副市長さんが理事長で、私が副理事長やった頃に、土地開発公社が持っておった土地があったと思うんです。それが今、普通財産か何かになって、その路線に絡まっているんじゃないのかなというふうに思っているんです。

ですから、できるところからやっちゃったらいんじゃないですか。私はそう思う。国道50号バイパスだって造るときには、国から金が来る前に先行して50号バイパスを買収してったんですよ、国道50号線を。それで、後から国の金を充当していったんですよ。そのくらいは、やっぱり水戸市の前向きな姿勢があってもいいのかなというふうに私は思っているんで、順番でこっちからやっつけていかなければできねえんだとかいう問題じゃなくて、できるところからやっちゃったほうがいいんじゃないのと私はこう思います。

こういう考えには、これ予算には関係ないんだけど、要望にしておこうか。答弁のしようもないだろうから。その路線を水戸市は持っているか、持っていないかということだけでも、答弁していただけますか。水戸市でそういう路線に引かかるような、これは行政財産じゃないと思います。土地開発公社が水戸市に買ってもらったというふうな土地なんじゃないかなと私は思うんですけれども。ですから、普通財産になっているんじゃないのかな。あるかないかだけ、じゃ。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

以前に土地開発公社に先行買収していただいた土地について、解散したときに、私どものほうの事業用地として、土地開発基金の中でという形で取得替えをしまして、今、事務用地として持っているような形になってございます。（令和2年4月10日建設企業委員会で訂正）御指摘のとおり、都市計画道路3・3・2号線の一部ではございますが、場所は岩間街道の見和の一周館ビルの交差点です。そこから南側の部分で持っているような状況になってございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 これ、そうするっていうと、普通財産じゃなくて、行政財産になってんの。水戸市が買い取ったという。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 今の段階では、土地開発基金として、道路用地として取得しているような状況ですが、事業化をしたときに買い戻すような形です。財源を充てて、補助事業とかで……（令和2年4月10日建設企業委員会で訂正）

〔「普通財産なんだ」と呼ぶ者あり〕

○大森建設部技監兼建設計画課長 普通財産というか、先行して取得した土地開発基金の土地となっています。あくまでも、道路事業用地という形での買収ですが、一般財源のお金で使ったわけではなくて、基金のほうから買って、先行して買っているような状況でございます。（令和2年4月10日建設企業委員会で訂正）

○松本委員 だから、行政財産でしょう、そしたら。

○大森建設部技監兼建設計画課長 そういうことでしたら行政財産です。

○松本委員 そうだね。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 どこまでやる。俺、まだ2つ。

○飯田委員長 この議案第50号だけやっちゃいましょう。後は午後にしましょう。

中庭委員。

○中庭委員 2つばかり質問があるんですけども、1つは石川川の件なんですけれども、今回の台風の被害で石川川がまた氾濫してしまったということなんですけれども、あの地域には、遊水地というのを造りましたよね、水戸市で。あれは機能しなかったのかということなんですけれども、その点お答えいただきたいと。

〔発言する者あり〕

○飯田委員長 三村河川都市排水課長。

○三村河川都市排水課長 石川川調節池につきましては、昨年度完成し、上流側から流れる河川の排水をためるものであり、下流川の県側の流域に対して、流れが行かないように策を講じたものであり、一定の効果は出しているというふうに私どもは思っております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 何か、あそこの容量が足らなくて、結局石川川が氾濫しまったという話がありましたけれども、これはどうなんですか。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今、御指摘がある石川川、下流側が県の管理区間、それから上流側のほうが水戸市の管理区間として、それぞれ管理者が管理を行っているところですが、水戸市のほうについては、もう完成しております、今お話いただいたところは、県管理区間の中でまだ未整備になっている箇所になっています。整備が進めば、冠水しなくなったりということになるんですが、現段階では、まだまだ下流のほうを県で工事してまして、そこに至るまでに相当な期間を要するというので、上流側で、下のほうから負荷をかけないように池とかを造ってためたという形になってございますので、市のほうとしては、役割は十分果たしているというような形で認識しております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。石川川が下流の部分で氾濫したわけだから、結局、遊水地は効果的に活用されたのか、効果的な工事だったのかというのが、ちょっと疑問に思ったので質問いたしました。ぜひ下流側も含めて氾濫しないように整備をお願いしたいと思います。

それともう一つ、台風の問題では、田野川が氾濫してしまいました。その結果、上流の那珂市なども含めて大きな被害が出ました。

県の管理区間では、あともう1か所、水府町で早戸川の堤防が地盤沈下して、結局あの辺の水が溢れて、早戸川が氾濫し、水府町が冠水してしまいました。それで、県は、私たちが要望をしに行ったときには、今年度の補正予算で何とか対応するという話だったんですけども、私はまだ聞いていないんですけども、

これは発注したのかどうか分かりますか。もし分からなければ午後からでもいいですけれども、ぜひ調べて報告していただきたいと思います。

いずれにしても、田野川にしても早戸川にしても堤防の建設や、あるいは補強などを行わなければ、せっかく、またジョイフル山新が営業再開して、たくさんのお客さんが来たというふうに言っていましたけれども、また10月の台風と同じようになってしまっは大変なので、その点どうなのか、県はどういう対応、発注したのかどうかも含めて答弁をお願いしたいんですけれども。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

さきの台風19号により被災を受けた箇所につきましては、それぞれ河川管理者において、仮復旧までの工事は終わっているのは確認しております。ただ、その後の本復旧については、復旧方針等については話をうかがっているんですが、今入札手続中であってというようなお話もうかがっておりまして、業者が決まったかどうかまでは、すみません、私のほうでもちょっと把握できてございません。

そういった意味では、あと御質問のありました鳴戸川、早戸川についても、ひたちなか市側の行政区内のところなものですから、すみません、常陸大宮土木事務所に確認しないとなりませんので、ちょっと状況については把握できてございません。申し訳ございません。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 もし答弁できれば、発注したのか、業者が決まったかどうかも含めて、答弁をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、市営住宅の件なんですけれども、今9期の建て替えをやっていますよね。これによって、これまであそこの第一街区にあった古い住宅が全部入れるということで、9期の工事まで行われて、現在9期の工事が来年度予算でも計上されておりますが、約8億円ですか、8億400万円が計上されているという。次年度は5億1,600万円ですけれども、全体工事では8億400万円の工事が行われているんですけれども、これによって、建て替えが行われるところの住民、特に55棟、56棟、57棟の住民の皆さんは、あそこの新しい住宅に入れるのかどうかをお答えいただきたい。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

現在、河和田住宅9期工事におきましては、現在63棟、こちらに入居されている方の入居の話合いを進めている段階でございます。今お話のあった55棟、56棟、57棟のほうにつきましては、9期のほうに入居というような条件で、9期工事をしていることではございませんので、63棟の方の入居の動き、あと残った部屋の戸数によって、この3棟のほうも調整というところに入っていきような考えを持っております。9期でこの第一街区全工区の工事が終わりというわけでは、まだございません。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 55棟、56棟、57棟は建設されて、50年ぐらいたっていますよ。50年以上たっていて、住民の皆さんは、9期の工事に入れるんじゃないかということで期待をしていたのが、結局、今の答弁では入れないということですか。入れないとすれば、10期の建て替えの工事って、いつ行われるのかをお答え

いただきたい。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

55棟から57棟の方が入れないというふうにはまだ断言はしておりません。まず63棟のほうの入居希望者を確認しまして、その後に残った部屋数に対し、各棟のほうに交渉、相談というふうな形になると思います。

9期以降の工事ということでございますが、まず来年度で河和田住宅9期工事が終わります、次は長寿命化のほうを若干力を入れながら整備していきたいと考えております。10期工事に関しましては、まだ現在のところいいますと未定ということになります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、結局9期の工事が終わってしまって、10期の計画は、今のところの計画がないとすれば、55棟、56棟、57棟の古い住宅は、あのまま放置されるということになってしまいますので、ぜひ現在古い住宅に入っている方を含めて、きちんと入居できるように対応できないかと。55棟、56棟、57棟の人たちは、どのぐらい入れるのかをお答えいただきたい。

○飯田委員長 今、大体答弁したのと同じですよ。

木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

何度も同じような答弁で申し訳ございませんが、現在入居を調整しているという段階ですので、入れないというふうには断言はしておりません。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。ぜひ、希望する方が入れるように、そして来年度予算で、4月以降の予算で5億1,600万円予算が組まれておりますので、ぜひそうなるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第50号についての質疑を終わらせていただきます。

それでは質疑の途中でございますが、暫時休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

---

午後 1時19分 再開

○飯田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 お時間をとっていただき、ありがとうございます。

先ほど、中庭委員のほうからお話をいただきました、田野川それと早戸川の件につきまして、管理のほう



に確認できましたので、御報告させていただきます。

田野川につきましては、既に本復旧に向けた工事を発注済みということで、業者が決定して、今出水期前までの完成を目標に、工事のほうを進めていきますというようなお話をいただきました。また、ひたちなか市の早戸川のほうにつきましては、自治体の状況については、委員御指摘のとおりだったんですが、その地盤の状況とか、そういったところを調査してからでないといけないということで、新年度早々にそういった委託等を行って、来年度いっぱいまでの工事の完成を目指して進めていきたいというお話をうかがいました。

以上でございます。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 次に、議案第55号 令和2年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算について、質疑のある方は発言を願います。

〔「何号だ」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 議案第55号、東前第二。質疑のある方は。さきほどの。

松本委員。

○松本委員 さっき私、間違っちゃってね。先ほどお話しした内容、東前第二のお話をしましたよね。要するに、保留地じゃなくて、まだ売り出しになれない状況だということが確認できたんだよね。22区画だけ。その予算というのが、今度議案第71号のほうに入っているのかな。

〔「55号」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 55号。そしたら、これについての、何を言おうとしていたのかな、俺忘れちゃった、さっき。

だから、課長は売れ残りと言ったのね。第二工区は、第一工区が終わって、第三工区と第四工区が一緒になって、それで売れ残りが二十何区画あるって言ったんだよ。そう言ったよね、議事録にもきっと書いてあると思う。だけど、上下水道も何もまだ全然引けていないし、工事も終わっていないのに、売りに出せないでしょうよ。さっき何か、売りに出しているみたいな話だったでしょう、あなた。だから俺、そういう話をしたんだよね。そしたら、この東前第二のほうは、いつ区画整理ができて、いつに分譲に入れるのかどうか。それと、当初の計画と、ちょっと思い出してきたよ。当初の売出しの価格よりも、値段がずっと下がってっただでしょうよ。その差額というのは聞いていないんで、言われてねえような気がするんだよ。俺、さっき聞いたんだよ、それを。最初は、多分一坪当たり12万円ぐらいしたような気がするの、最初の計画は。今は幾らで売り出して、今度は幾らで売り出すのか。じゃ、事業費は幾らかけて、いつ頃完成するのか、答えていただけますか。

○飯田委員長 坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

保留地につきましては、現在22区画中7区画が完成済みでございまして、残り15区画を順次造成をしまして販売する予定でございます。その造成費が、今回の議案第55号のほうに入っているという状況でございます。御説明が足りなくて、誠に申し訳ございません。

続きまして、当初との差ということでございまして、坪当たり、当初は平均値で17万5,622円で販

売しておりました。その後、平成26年から安くしております。その平成26年から安くしている坪単価が8万562円でございます。54%ほど下げさせていただいております。

それと、事業費につきまして、全体事業費につきましては50億円でございます。完成の時期につきましては、来年度、令和2年度を予定しておりますが、来年度以降、事業計画の変更などもございますので、令和4年度の予定でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 そしたら、さっきの答弁とは違うでしょうよ。22区画ができていないって言ったんだよ、午前中。そしたら、7区画売ってんでしょ、もう。だから、さっきの答弁と全く違っちゃったよ。そんなところ変われたんでは、こっちもついて行けねえよ。15区画のこれについては、やはり1坪当たり8万5,000円で売っていると。

〔「8万500円」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 8万500円。随分安くはなったよね。そしたら、収支のバランスとか減歩率とか、光熱費とか考えたら、どんなふうになんの、これ。減歩が何%で、工事費が幾らかかって、これは水戸市が持ち出して全部やっているわけでしょうよ。組合施工じゃないでしょう、この区画整理というのは。水戸市がやっているんでしょ。やっているんでしょ。違うとか、うんとかって、うなずいてくれていいんだよ。

そしたら、その収支のバランス、これだけ安くなったということは、だから7区画が売れたということ、平成26年から安くして。売れたというのは、ここだけなの。第三工区・第四工区のほうも売れたんでしょ。こっちは完売したんでしょ。第三工区と第四工区の区画整理の保留地。何か、よく話が見えないんだよね、俺。頭悪いから、勘が悪いんで、分かんないんだ。

だから、要するに、22区画が午前中は売れ残っているとか言ったんで、そしたら上下水道も入ってねえのに商品じゃねえだろうという話になったわけ。そしたら今度は、午後になったら、7区画が売れているということ。そこは、上下水道も入ってんの。それで、あとの残りは入っていないの。

〔「順次、造成します。造成する予定です」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 造成はするの、これから。そしたら、まだまだ時間がかかるでしょうよ。令和2年度中に売れるという、販売できる計画というふうになってんの。じゃ、上下水道の経費だけだって結構かかるでしょう、取付けもやらなくちゃならないでしょう。これからやるところに本管が入っているの、水道も、下水道も。入っていないから、そこも予算つけて引かなくちゃなんないでしょうよ。そしたら、そういう予算というのは、水道部なら水道部で、それはもう予算づけになってんの。下水道なら下水道もなってんの。なってんのね。はい、分かった。

そしたらば、あとは取付けのほうの工事、これは水戸市の区画整理のほうで、水戸市のほうで、そのまずを区画ごとにつけてあげるんだよね、そこまでは。そうしたら、それをそこまでやっていくのには、工事の期間というのは、いつの頃にそれが完成できるんだ、あとの15区画は。それで、どういうふうにして販売をしていくの。よく分かんないから、分かりやすく説明してよ。15区画というと、1区画の坪数は何坪って言ったんだっけ。坪数の話は、聞いてねえんじゃねえの。

○飯田委員長 坏市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

完成年度につきましては、令和2年度中の完成を考えております。そこで、順次土地を造りまして、売却していきたいというふうに考えております。

販売の方式につきましては、水戸市のホームページや、あとは新聞広告、折り込みなどを入れましてやっていくのと同時に、民間にも情報を流しまして販売していきたいと考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 あのさ、肝心なところを聞いたんだか何だか忘れていたんだけど、1区画というのは何坪ぐらいになっているの、坪数は。それによって、掛ける8万5000円でしょう、1区画。掛ける15区画でしょう。

○飯田委員長 坏市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

1区画の坪数というのはばらばらで、決まっている坪数でございませぬので、いろいろな大きさがあるということであります。

以上でございます。

[発言する者あり]

○飯田委員長 坏市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

おおむね120坪から70坪の間ぐらいでの推移でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、大きさがそれぞれ違う。大きいほうで120坪、小さいほうで70坪って言ったんかね。というのが、その区画というのは、その地形によってそのような差が出てきているということなの。土地全体の区画整理の第二工区の中で、120坪もあり70坪の小さいのもあるということになる。そういうふうにしき切りようがないという状況なの。四角の土地で、碁盤の目で切るってわけではないわけ。だから、その坪数の違いがあるということ。なるほど。

そしたら、その中に総面積というのが、第二工区は、これから造成する場所は、総面積というのは何坪とか、何平米になんの。それで、その中の道路というのは、幅員は何メートルの道路がどのぐらいの延長になるの。ですから、それによって減歩率というのが決まってくるわけでしょう。そういう計算すら、もうできているわけでしょうよ、今年新年度に発注するわけだから。そしたら、令和2年度には販売はできないということ。令和2年度中に完成するって言ってんだから。販売は来年度になっちゃう、令和3年度になっちゃう。そういうことでいいの。何でそんなに手間暇がかかんないかなんねえの。言っていること分かる。分かるよね。

○飯田委員長 坏市街地整備課長。

○**坏都市計画部技監兼市街地整備課長** ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

販売につきましては、令和3年度になるものもございます。

あと、今後の造成に面積につきましては、2,494坪の予定でございます。

以上でございます。

○**飯田委員長** 松本委員。

○**松本委員** 分かったよ。その2,400坪というのは売れる面積、開発面積、どっちなの。開発する面積だったら、道路を中に入れなくちゃならないでしょうよ。だから、それ、何遍も同じことを言ったってしゃあねえんだから、幅員何メートルで延長が何メートルになんのかということ。その減歩がどのぐらいになんのかということを知っているわけ。

だから、総面積で道路の減歩が何平米になんどのよ。それによって減歩率が決まっぺよ、そのぐらい発注するからには、決まってるだろうよ。しっかりせえよ。

○**飯田委員長** 坏市街地整備課長。

○**坏都市計画部技監兼市街地整備課長** ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

施工面積につきましては40.8ヘクタールでございます。減歩率につきましては32.71%でございます。道路の幅員につきましては、今資料がございませんので、後ほど資料を出させていただきたいと思っております。

○**飯田委員長** 松本委員。

○**松本委員** じゃ、いいわ。その概算でいいよ。40.8ヘクタールの中の道路の幅員というのは、何メートルの道路を何本造るのか。4メートルの道路を何本造るのか、そのぐらいのことは分かるでしょう。そんなことも分からんで、議案もない。

○**飯田委員長** 坏市街地整備課長。

○**坏都市計画部技監兼市街地整備課長** ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

道路につきましては、主要幹線道路で、幅員が12メートルのものにつきまして、1,618メートルございます。幅員が10メートルから4メートルのものにつきましては、延長が1万235メートルございます。

以上でございます。

○**飯田委員長** 松本委員。

○**松本委員** しつこいようだけれども、申し訳ないけれども、そうすると、減歩率というのは何%になんの。幅員とメートルが出たんだから、そうすれば出るでしょう、減歩率というのが。

○**飯田委員長** 坏市街地整備課長。

○**坏都市計画部技監兼市街地整備課長** ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

減歩率につきましては、32.71%でございます。

○**飯田委員長** 松本委員。

○**松本委員** 分かりました。そんなことは、最初から丁寧に親切に説明していただかないと、私らは分からない。もう昔から、もう何年も前からやってんじゃないの、第一工区というのは。そこから始まって。

それと同時に、それとこれとは関係ないけれども、旭村というのが、あそこは、今は銚田市になってんのね。原研の導水管が入っていますよね、導水管。あれがちょうど車道に入っている話、ありましたよね。その区画当たりとは関係ないの、これは。私もよく分かんないんだ、その第二工区というのが。昔の電車の道なんだけれども。

○飯田委員長 坏市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

東前の第二工区の中にも、原研の導水管が入っております。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 だから、今回、要するに造成をしていくのには、ちょうど車道の端なんだよ。私はそう記憶してんだよ。だから、車の大きさとか重量とかは制限がないんだよ。万が一の場合に、そういう設計をした場合に、万一その導水管が破裂するようなことがあったと仮定したらだよ、どういうことになりますか。東前ははじめ、常澄地区は海拔4メートルですから、湖になっちゃうよ。

だから、この東前第二の区画整理の設計というのは、その導水管との兼ね合いを考慮した設計になってんですか。

○飯田委員長 坏市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

この導水管につきましては、平成8年から9年の間にかけて、事業道路内の道路を整備するときに布施替えをしました。その布施替えから約40年の耐用年数があるということでございますので、また委員が御心配している管がもつかどうかということにつきましても、その入替えのときにしっかりと計算して、管がもつように布設替えをしているという状況ではございます。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 話が、しつこいようで申し訳ないんだけど、そうすると、今回の設計には、その導水管は道路とは関係ないと。歩道とか何かだと、そういうふうに解釈していいの。もっときちんと、正直に言いなさいよ。

○飯田委員長 坏市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

車道に現在入っているということございまして、重さが10トン車、いわゆる大型車の想定でも十分耐えられるような設計ということでやっておりますので、今後40年は耐用年数でございますので、しっかりともつということで考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 そんなの甘いんじゃないの。だって、40年もつと言ったってさ、震災とか、例えば、いろんな問題が起きないという保証というのはないでしょうよ。しかも、その導水管が道路に入っているということ。10トン車が通っても大丈夫だという、そういうことを言ったって、課長が現職でいるうちには大丈夫

なんだろうけれども、そういう設計の見直しというのを、区画整理の中でできなかったんですかって私は言ってるんだよ。何で車道に、ちょうど端とこだよ、車の。車のタイヤが走ってるところにあの管が入っているんだよ。その40年は大丈夫だという保証というのは、裏づけというのは何を言ってるの。災害っていうのは、いつ起こるか分からないよ。何が起きるか分からないの。

だから、その東前第二の土地区画整理の計画を立てるときには、どういうふうになってんのかなと思ったもんだから、こういう質問に入ってきたわけ。だけど、現実には、布設替えて云々で、その道路に入っているということでしょう。道路の中心にちょうど入っているんだったらいいんだよ。大型トラックが通ったら、そのタイヤが通るところに入ってるんだよ。それなのに、40年間も保証できるというその根拠っていうのは、私らには全く信じられない。

だから、東前第二土地区画整理事業において、そういうことも考慮しながら設計をしたのかどうかということ、私は聞きたかったわけ。そしたら、全然やっていないじゃん、こんなの。万一があったら、誰が責任取るの、これ。その当時の市長の責任なんだよ。そうでしょう。辞めちゃった人に責任は持たせられないから、その後は、後々誰が市長になってんか分からないけれども、市長の責任になるんじゃないの、水戸市が訴えられるんじゃないの、訴訟起こされるんじゃないの。

だから、そういうことを考えたときに、この第二土地区画整理の設計が、私は見てねえから分かんねえんだよ、本当は。資料でも出してくれて、ちゃんとか見せてくれて、こうなんだよということであれば、もっと分かりやすいんだけど、何かこう、奥歯に物が挟まったみたいな課長の答弁なんだよ。俺の話、聞いてねえか。

○飯田委員長 坏市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

この管につきましては、動燃の所有となっております、動燃のほうで今も所有しております。私どもは、占用許可を出しているというような状況でございます。また、動燃からの聞き取りによりますと、現在土管掘りが1.5メートルであるため、外圧強度については十分余裕があるという設計になっているということでございます。また、地震が起きたときの地盤変動による伸縮可とう性継ぎ手、抜き出し防止等の継ぎ手を使っているの、地震等にも十分安全であるということ聞いております。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 安全って、聞いた話を言っているだけでしょう。動燃では保証してる、やっているって言ったの。今動燃で何か付け替えか何かやっているというような話なの。

○飯田委員長 ちょっと今、もう一回答弁。

○松本委員 うなずけばいいよ。やってんだと。動燃がやってんの。どの辺の部分、どうやってんの。どの辺の部分。既に、区画整理が終わってとこ。あっちにも入ってるんだよ。そこら辺の部分は、今動燃がやっているわけ。補修か何かやっているわけ。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 新規の入替えは終わっているんです。

○松本委員 だから、管の付け替えをやっているわけ。

○**坏都市計画部技監兼市街地整備課長** 管路が新しくなっております。

○**松本委員** 管を新しくしているだけ。

○**坏都市計画部技監兼市街地整備課長** 事業を平成8年からやりまして、管を新しくして、それが40年の耐用年数があるということでございます。

○**松本委員** そしたら、深さは何メートル。

○**坏都市計画部技監兼市街地整備課長** 約1.5メートルということですよ。

○**松本委員** 1.5メートルが最低だよ。それは分かるよ。だから、古い管をこういう管に、じゃ、布設替えしているよ。しかし、同じ場所だよ。だから40年間安全なんだよという課長のお話だよ。私は、そんなこと信じらんない、そんな話は。

道路というのは、重量が通れば、自然と沈むんだよ。沈んでいくんだ。そうやって低くなって、後で補修事務所が、今度はそこにまたかさ上げして、舗装を重ねていくんだよ。そうでしょう、みんなこの道路だって、どこのバイパスだって、何だって全部、高速道路だって何だって。そしたら、ここは絶対沈まないという保証はあんの。

○**飯田委員長** 坏市街地整備課長。

○**坏都市計画部技監兼市街地整備課長** ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

地盤変動があるということで、今、大型車が通ると下がったりするということでございますので、それに対応するために、伸縮継ぎ手や可とう性継ぎ手を使って、管が抜けられないような状況にしているということでございます。

以上でございます。

○**飯田委員長** 松本委員。

○**松本委員** まあいいや、これ以上しゃべってもしょうがねえから、もうこれ以上、私は信じない、そういうこと。もう、しゃべったってしょうがないと思う。

それで、令和3年度に予定している販売なんだけれども、市報や広報で出して、15区画、速やかに売れると、あなたはそう言ったよね、売っていく方法ね。それで売れると思っただけですか、今の時期に。思ってるか、思っていないかだけでいいです。

○**飯田委員長** 坏市街地整備課長。

○**坏都市計画部技監兼市街地整備課長** ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

売れる努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○**飯田委員長** 松本委員。

○**松本委員** 私が言っているのは、そんな甘っちょろい話では駄目なの。水戸市は、宅地建物取引業協会ってのがあから、そこに委託をしないよ。それで、できることならば、水戸市だって本当は3%プラス6万円の仲介手数料を払うべきなんだよ、本当は、自分の土地を売ってもらうんだから。それができなければ、買主さんから、あっせんしてくれた協会員さんに手数料を払ってもらって。あなたがこんなものを出してだよ、例えば、市報に載せたり何なりしたって、売れるはずないですよ。幾ら努力するって言ったって、

売れなかったらどうすんの。

○飯田委員長 坏市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

委員の御提案で、宅建協会に出して売ったらどうだろうということで、以前から委員会で御提案していたものにつきましては、3件ほどこれまで宅建協会にお願いしまして販売実績が出ました。ありがとうございます。

そういう状況でございますので、今後とも宅建協会も一緒に使いながら、お願いしながら、販売促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 参考までに、都市計画法第34条11号、項目足してエリア指定というのができて、あまり大きい声では言えねえかもしれねえけれども、私のほうの田舎は、坪単価二、三万円から家が建つところがあるのよ。8万5000円出して東前の土地を買うんなら、安いほうに行っちゃうの、お客さんつつうのは。だから、最初の17万円からどのぐらい下げたんですかということも質問したの。だから、ここで9万円近く下げたわけでしょうよ。ですから、幾らあなたが努力したって売れませんよ。だから、宅建協会のほうにでも委託しちゃったほうがいいんですよ。

そしたら、課長の裁量でどうにも行かねえだろうけれども、宅建協会に加盟している不動産屋は水戸市内に何件あるか私は分かんないけれども、誰が世話してくれるか分かんない。水戸市からは手数料がもらえないからと、宅建協会ではこう言ってんだよ。だから、宅地建物取引業という法律があって、これが仲介手数料というのは、法律で決められているんだよ。200万円、300万円、400万円、それによってパーセントが違う。だから、400万円以上なんだから、3%プラス6万円が正規の手数料になんの。そういうものを、パーセントを下げても水戸市が出すか出さないかによって、協会が本気になるかならないのか変わるの。その辺の考え方は、課長では決断ができないと思うよ。できないでしょう。これ、所管の秋葉副市長さん辺りが、やっぱり考える問題ではないかなと。今まで手数料を払っていないでしょう、払ってんの、3%払ってんの。それは、どこの立場が払ったの。じゃ、東前の土地7区画のうちの売ったやつ3区画が、業者から世話になったつつたよね、今。それは3%払ったの。

○飯田委員長 ちょっと答弁を。

坏市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

平成28年度に1区画、平成30年度に1区画、令和元年度に1区画と計3区画、民間の方に入っていただいて売まして、3%の手数料を出しているという状況でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 そういう報告は聞いていなかったけれども。今まで売れた話は聞いていたけれども、手数料を払ったなんて話は初めてだ。私は、まだ水戸市は手数料は出しませんというふうに言われていたから、そう



いう方法で販売しているのかなと思ったんだよ。それ、3%びったり出しているわけ。プラス6万円は別に足さないで、3%出している。ああそう、それは分かりました。ということは、堀町のほうの希望が丘団地っていうのか、あれ。何ていうんだっけ、あれ。

〔「希望が丘だよ」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 希望が丘っていうんだってよ。あそこなんかも細かく切って、水戸市が売って、水戸市が下手だから、業者じゃねえから、日陰のほうばかり残ったんだよ。要するに、日当たりのいいほうばかり先に売っちゃったんだよ。

だから、水戸市がそういうことをやろうとしたって無理なんだよ、しょせん。やっぱり、業者に任せないと駄目なんだよ。そこ一角を任せんだよ、協会に。そしたら、協会のほうで考えてくれるから。日当たりの悪いほうから先売っちゃうんだよ。だから、希望が丘みたいになって、後で小さく切ったやつを合筆したりなんかして、あれは全部処分は終わったんだと思うんだけど、これはもう、堀町は残ってはいないんじゃないかなと思うんだが、あれはこれとは違うから、どうでもいいけれども。

ああいうふうなことにならないように、よく販売についても、どうしたって道路際のほうで、東側のほうがいい、南側のほうがいいってのが買主の希望なんだから。そしたら、その裏側のほうは日陰になるんですよ、2階建てを建てられるから。土地が120坪もあつとこなら別だろうけれども。こっちは小さかったから余計だったんだろうと思うんだけど、そういうことをプロに任せて、あなたはプロのような答弁をしていたんだけど、全然食い違いが多くて、いろいろと東前だけでも、これやっていたら1日かかっちゃうんだよ、これ。もっともって言うてえことあんだけど、今日はこれでいいです、このくらいで。

○飯田委員長 いいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第55号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第61号 令和2年度水戸市水道事業会計予算について、質疑のある方は発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 では、水道部に質問したいと思います。

水戸市は、この4月から水道料金の平均改定率11%の値上げを行うということでありまして。一般的な世帯の水道管の口径では、20ミリメートルでは12.32%の値上げということになるわけでありまして。

そこで、来年度、この4月以降どのくらいの値上げになるのかお答えいただきたい。そして、例えば一般的な口径の世帯、20ミリメートルの世帯では、大体1か月どのくらいの値上げになるのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

令和2年度の料金収入につきましては、令和元年と比較した場合、予算で比べた場合につきましては、4億1,700万円の増となっております。

一般的な御家庭の場合、一月当たり幾ら改定に伴います影響があるのかというような御質問につきまして

は、370円の影響と見込んでいるものでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 総額では4億1,700万円の値上げと。口径が20ミリメートルの一般的な世帯では、370円の値上げということになります。さらに、水道料金は、昨年10月に値上げになりましたよね。いわゆる消費税が8%から10%値上げになりましたけれども、この値上げによる、来年度予算の値上額というのはどのくらいになるんですか。

要するに、私が聞きたいのは2つあって、1つは水道料金の、水戸市の料金値上げの影響額は4億1,700万円になりましたけれども、消費税が8%から10%になった値上げ分というのは幾らぐらいなのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

消費税が2%増額した場合の影響額は幾らかというようなことだと思いますが、半年間で4,700万円を見込んだところでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、梶山課長さんにもう一回確認したいんですけども、半年分で4,700万円だから、1年分に直すと9,400万円。そうすると、9,400万円が消費税分の値上げになる。それ以外に、さらにまた水道料金の平均的な11%値上げ、20ミリメートルでは12.32%の値上げで4億1,700万円ですから、合わせて5億円近い値上げになるということですか。それを確認したいんですけども。

○飯田委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど私が申しました、令和2年度と元年度の予算上の差額といいますか、その部分について、4億1,700万円というお話をさせてもらいました。これについては、10%の消費税を含んだ金額での額になりますので、単純に5億円ということではないというふうに考えます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、消費税の増税分と今回の値上げの分というのは、幾らになるんですか。

○飯田委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 まず、去年の予算についても、消費税分については見込んで予算を計上しております。それが消費税10%になって、去年の料金収入の消費税と水道の値段、これについては、半年分については8%を見込んで、残りの半年分を10%で見込んで、去年ですと、水道の料金収入を約5.2億円というふうに見込んだところです。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。要するに、4億1,700万円だけでも、消費税分が半年分が取り込まれているということですよ。そうすると、だから、年間分も1年間に直すと、これ4億1,700万円プラス4,700万円、だから約4億5,000万円ぐらい市民にとってみれば負担だったということだと思います。

す。

そこで、もう一つお聞きしたいんですけども、水道料金は大体4億5,000万円ぐらい、4億円以上値上げになりましたけれども、今年度の水道事業会計というのは幾らぐらい利益剰余金が出たんですか、黒字になったんですか。

○飯田委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

多分、令和元年度の見込みについての御質問ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○梶山水道総務課長 ④の説明書の20ページに、令和元年度の水道事業予定損益計算書がございます。このページの一番下になりますかね、利益剰余金およそ1億4,400万円、これを見込むところでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうしますと、1億4,400万円ぐらい黒字を見込んでいるのに、さらに水道料金の値上げ、消費税分の値上げが行われたということですよ。そうすると、水戸市は結局黒字だったのに値上げをしたということですよ、赤字で値上げしたわけじゃなくて。要するに、お金が足りなくて値上げしたわけじゃなくて、あくまでも黒字なのに値上げをしたという点では、私はこれは納得できないということなんです。

特に私が言いたいのは、要するに今、新型コロナウイルス感染症の拡大で、水戸市のホテル、観光業、商店も非常に売上げが減少し、経営危機に陥っているところなのに、黒字なのに値上げをしたということで、私は4月からの水道料金の値上げを中止したらいいんじゃないかというのを提案したいんですよ。消費税についても、政府は値下げするか減税するかどうかという話も出ているぐらい、自民党の議員の一部の中にも、消費税はゼロ%にしたほうがいいんじゃないかという意見が出るぐらい、今リーマンショックよりも大変な事態になっている中で、私は水道料金の値上げの中止というのを提案したいんですけども、いかがですか。

○飯田委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えをいたします。

水道事業なんですけど、黒字というお話がありました。この利益剰余金につきましては、利益が出た場合には次年度の減債積立に回して、翌年の企業債の返還のための原資となるものでございますので、単純に黒字というようなことではないかと思えます。

また、今回の料金改定につきましては、私どもで持っております水道施設、これが耐用年数をそろそろ迎えるということ。きちんと更新をしておかないと、市民の皆さんにきちんと水道水を必ず届けるということができなくなる可能性があるということで、私どもでその更新化、それから耐震化事業をきちんと行っていくんだということで、そのために必要な事業費のほうを算定させていただきまして、水道事業及び水道事業審議会のほうで御審議をいただいて、その値上げの必要性について御理解をいただいて、改定の答申を市長のほうにいただいて値上げに至ったというような経緯がございますので、その辺を御理解いただければと思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 水道料金の値上げは、昨年12月議会で値上げしたんですよね、部長さん。それ以来、それと今は状況が違っているんですよ。あの当時はコロナウイルスの感染拡大もなかったし、そしてこれほど消費税の増税によって不況になってしまうというのもなかったと。リーマンショック以来、それ以上の経済的状況になってしまったということでもあるので、やっぱりこの際一旦見直して、水道料金の値上げをやめたらどうかという主張なんです。今の答弁ではできないということですけども、私はぜひ、もう一度考え直していただきたいと。やっぱり市民の暮らしが大変ですから、水道施設が、その更新が大変だといっても、やっぱり私は市民から納得されないんじゃないかなと思います。

それともう一つは、水戸市の水道給水能力は8万人も余っているのに、また来年度予算で県中央広域水道から受水をするということなんですけれども、受水費って幾らなんですか。

○飯田委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

さきの本会議におきましても、高橋市長のほうからも断りがございましたように、受水費用につきましては、税抜き1億2,900万円を見込んでおります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はこの際、1億2,900万円についても、やっぱり受水中止すべきじゃないかと。やはり今、水道会計を健全化させるためにも、よくするためにも、全く必要ない受水をしているわけですから、私はこれは取りやめたほうがいいというふうに思います。これは本会議でも田中議員が主張いたしましたし、私たちも一貫して主張をしているんですけども、ちょっと部長さんに答弁してもらいたいですけれども、こういう状況の中でもあくまでも受水は続けるという立場なんですか。

○飯田委員長 伊藤水道部長。

○伊藤水道部長 中庭委員の御質問にお答えします。

この県の受水につきましては、災害時における複数のバックアップの水源と捉えておりますので、今後も引き続き受水のほうは継続してまいりたいと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 災害、防災のためと言っていますけれども、県の受水は防災のためにならなかったですよね。東日本大震災でも、特に常澄地区で県の受水が壊れてしまってできなかったというのもありますので、私はぜひ受水はやめていただきたいと思います。

それから3つ目は、実は水戸市の水道部に3月18日に厚生労働省から通知が来たと思います。これが通知ですよ。この通知は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応についてという通知が来ましたね。この中身についてちょっと、どういう通知なのかお答えいただきたいと。

○飯田委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

厚生労働省のほうから来ました通知によりますと、新型コロナウイルス感染症対策本部において、生活不安に対応するための緊急措置というところで、公共料金の支払いが困難な事情がある者に対しては、状況に配慮し支払いの猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請されるという内容のものになっております。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私もこの通達を見ましたけれども、この中で、一時的に水道料金の支払いに困難を来している者に対して、その状況を配慮して、支払い猶予等の対応や料金未払いによる機械的な給水停止の回避等、柔軟な措置の実施を検討していただきますよというふうになっておりますけれども、水戸市の場合、給水停止している件数、昨年年間どのぐらい給水を停止したのかということをお答えいただきたい。

○飯田委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えいたします。

昨年度、平成30年度の実績は2,090件でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、水戸市の場合は、2,090件も給水停止を実施しているということですね。だから、このまま行けば、来年度もこの新型コロナウイルスの影響によって支払いができなくなってしまうという方がたくさん出てくるんじゃないかというふうに思われます。その場合、この通知では、給水停止の回避等、柔軟な措置の実施ということを検討いただきますようお願いいたしますと書いてありますから、水戸市ではどういう対応をするのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えいたします。

水戸市といたしまして、水戸市全庁的に対応を今検討しておりますので、その辺につきまして統一された見解が出ましたらば、それをベースに対応をしていきたいと思っております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 これはこの水道料金だけじゃなくて、下水道料金もあるんですけども、これは下水道事業会計のときに聞けばいいですね。

それで、私ももちろん、これについて厚生労働省にちょっと聞いたんですけども、支払猶予の期間というのはどのぐらいなのかと聞いたら、1年間だというふうに言っていました。

したがって、やっぱり水戸市の場合、水道料金の値上げをし、消費税分も値上げをしたという中で、さらに新型コロナウイルスで暮らしが大変ということで、この国の通知に沿って、1年後に滞納したから機械的に給水を停止してしまうと、これは命に関わる問題、健康に関わる問題です。ですから、支払い猶予も含めて、ぜひ御対応していただきたいということをお願いしたいと思っているんですけども、再度部長から答弁を求めたいと思います。

○飯田委員長 伊藤水道部長。

○伊藤水道部長 中庭委員の御質問にお答えします。

コロナウイルスに関する猶予期間については、今現在検討中ですので、この部分については、柔軟な対応をできれば考えていきたいと思っております。

しかしながら、先ほど来からの消費税の部分とかの値上げについては、国の制度に基づくものですので、御理解のほうはよろしくお願ひしたいと思います。

また、今回の4月からの値上げにつきましては、先ほど水道総務課長から発言がありましたように、どうしても耐震化事業、老朽化施設の更新、これは待ったなしで進めなくちゃいけないということで、審議会のほうからの答申をいただきましたので、着実に事業は推進していきたいと思っています。

以上です。

○飯田委員長 ほかにありませんか。

松本委員。

○松本委員 この部分でいいのかな。要するに、水道管の問題等については、何だっけ、鉛管とかありますよね。特に、内原地区のほうには、そういうのが多かったように私は記憶してんですけども、その辺のところの、この事業の予算の中に、あとどの程度残ってるのか。

あと、その水道管から民間のほうに引く場合の、石綿セメント管じゃない管、鉛管ていうんですか、こういうのが使用されていますよね。あまり体によくないとされている。こういう部分についての布設替えというのかな、これはどのように予算化されて、どのぐらいの予算でなってるのか、併せてお願いしたいと思います。

○飯田委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの松本委員の御質問の中の石綿管についてお答えします。

平成30年度末の内原地区の石綿管の残延長が1,124メートルとなっております。令和2年度の予算の内原地区の撤去延長が342メートルを計上してございます。令和元年度、令和2年度の予算の中の残延長が差引き、残り272メートルとなる予定でございます。

○飯田委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 ただいまの松本委員の鉛製給水管の解消事業についての答弁をさせていただきます。

当初、平成34年度ゼロ件という目標で事業を進めております。今年度は、まだ見込みですが、3月末、今年度約3,050件の解消を見込んでおります。次年度、令和2年度3,100件の予定をしております。約6億円の予算を見込んでおります。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 今年度で、先ほど石綿セメント管と言ったのは、大体内原地区だけですか。内原地区に多かったような気がするの。旧水戸市内のほうにはなかったんですか。その残り三百何メートルの中にそれも残っているんですか。

○飯田委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたのは内原地区の残延長でございます。水戸地区の令和2年度の予定残延長が1,520メートルとなりまして、水戸、内原合わせまして、令和2年度末の予算時の見込みが1,792メートル残るという形になっております。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 値上げも、運営上やむを得ないだろうと私は思いますけれども、やはり市民が安全に、安心して飲めるようなおいしい水を供給するのは水道部の役割であるし、おいしい水を供給する、そのために料金

は頂くということでもありますから、値上げの部分について言い訳はともかくとして、予算を多く取ってもそっちのほうを早くやるんだとか、あるいは一番古い管もあるでしょう。もう太い管でも30年、40年以上たっている管なんかもあるんじゃないですか。そういうものの布設替えを、早急に私はやるべきだろうというふうに思っています。

やはり、水は命ですから、やはり霞ヶ浦導水も必要だろうと思います。いずれにしても、やがては東京都民の飲料水にもなんのかなど。今日、どこかの新聞にも出ていましたね。どこから持っていくんだか、私はよく見てねえから分かんねえんだけど、県西のほうにも供給をするというような、今日だか昨日だかの新聞にそういうのも出ていました。ですから、水は命ですから、安心して、おいしく、そのために値上げもやむを得ないんだというような、私は解釈していますよ。ですから、残りの石綿セメント管、そして鉛管等々についても、私は早急に早く布設替えをしていただきたいと思います。要望で終わりです。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 1点だけ、ちょっと確認させていただきたいんですけども。

値上げに伴いまして、市民に対して水道水の値上げの理由とか、水道水を飲むというか、私個人的に言いますと、最近では二百幾らで買って毎日そこに水を入れて飲んでいて関係で、お茶のペットボトルとか水とか今はほとんど飲まないで、外へ行くときは別ですけども、かなりその分だけでも、個人的に2,000円、3,000円ぐらい変わってくると思うんですね。そういうふうにするのも一つの方法だし、今いろんな話がありましたように、いろんな費用がかかっているということも理解してもらの意味で、なかなか紙ベースで見てくれないかもしれませんが、どこかで理解してもらいような手だてが今できているのかどうか。新たに値上げをするに当たって、そこを強調するような何かあるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○飯田委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えをいたします。

今回の料金改定に当たりましては、市のホームページでの広報のほか、「水都だより」という水道部独自の広報紙の臨時的な発行を行ったほか、各御家庭に検針に行った際に、こういった理由で料金を、申し訳ございませんが上げさせていただきたいというような御通知を行ったところでございます。

今後も水道事業自体の広報、それから飲料促進というのも非常に重要だと考えておきまして、機会を捉えて、水道部で広報活動により一層努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○飯田委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第61号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第62号 令和2年度水戸市下水道事業会計予算について、質疑のある方は発言をお願いします。  
中庭委員。

○中庭委員 下水道料金は4月からの料金値上げがありませんでしたけれども、昨年10月からの下水道料金の消費税10%増税して値上げしましたが、来年度、令和2年度の消費税の転嫁額は、要するに、消費税分の値上げ額は幾らなのかお答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

令和2年度予算の下水道使用料に含まれております消費税額は、3億2,570万8,000円でございます。令和元年度予算と比較いたしまして、消費税額の部分としましては3,330万7,000円の増額となっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 すると、要するに消費税の8%から10%への2%値上げ分として3,330万円ということですか。もう一度、確認したいんですが。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 令和元年度は、10月以降、消費税が10%になってございますので、10月以降が10%ということで算定したものと令和2年度の予算の消費税額を比較しますと、3,330万円の増額となることとなります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、3,330万円の2倍なんじゃないですか。要するに、8%から10%に値上げた分というのは、今年の4月から来年の3月まででいうと6,660万円になりますね。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの御質問ですけれども、仮に令和元年度が8%の消費税であったと考えますと、そのようなこととなります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 だから、やっぱり7,000万円近い消費税分の値上げということで、先ほどの水道料金と合わせると、これはもう本当に大変な5億円を超す値上げになってしまうということで、やっぱり今、新型コロナウイルスで本当に収入が減っていて、払えない人もたくさん出てきていると。そして、倒産だって起こる可能性が強まってきているという中で、やっぱり消費税分の値上げというのはやめたほうがいいというふうに私は思います。ですから、ぜひ消費税分の値上げはやめていただきたいというふうに思います。これについては、答弁を求めないでおきます。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問でございますが、消費税につきましては、下水道事業につきましては、消費税がかかるということで国の方でも定められておりまして、私ども下水道事業としましても、国に消費税を納めております都合上、消費税の分は下水道事業にかけさせていただいております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、そういう点では、ぜひ市民の皆さんの暮らしを見て、やっぱり考え直していただきたいと思っております。

それから、もう一つは、厚生労働省から水道料金だけでなく、下水道料金についても緊急な対策を求めているということで通知が来ました。支払いが困難な事情にある者に対しては、その状況を配慮して支払いの猶予、そして迅速かつ柔軟な対応というのを求めているんですけれども、下水道部としてはどのような



対応をするのか、この通知に沿って対応するのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、水道部料金課長からも答弁ございましたとおり、全庁的にコロナウイルス対策ということで足並みをそろえまして、下水道部としましても、水道部と十分に連携を取りながら早急に対応してまいりたいと考えてございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 早急に対応するという事なんですけれども、問題はその中身ですよね。この支払い猶予、そして料金の未払いに対する機械的な対応をしないと。例えば水道部なら給水停止をしないということが出ているわけなんですけれども、下水道部としては、その具体的な対応について、どういう対応をするのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問でございますが、コロナウイルス対策ということで、全庁的に対応を今後取り決めていくということになると思いますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 生活困窮者、それから暮らしが大変な方、あるいは緊急小口資金の融資を受けている方、総合支援資金を受けている方、そういう方に対して、やっぱり下水道料金の支払いが困難になっている方が多いということですので、ぜひ具体的な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第62号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第64号 常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託協定の締結について、質疑のある方は発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 今回の議案第64号は、内原駅の南北自由通路の締結についての要件で、そして10億7,993万円の契約がされましたが、今回の計画の中に橋上駅舎の建設についての工事委託契約というのがないんですけれども、これがなければ両方同時に完成しないんですけれども、橋上駅舎の建設についての工事委託というのは、いつ頃行われるのかというのが1点です。

それから、全体の完成時期というのはいつなのかと。要するに、内原の住民にとってみれば、非常に便利になるわけですよね、南北自由通路ができたなら。そして、エレベーターが設置されるということで、そういう点では、非常に内原の住民の皆さんから歓迎されているんですけれども、いつ頃完成するのかということが2つ。

3つ目には、構内にはエスカレーターの設定計画がないんですよ。赤塚駅には、駅構内にエレベーターと

併せてエスカレーターも設置されているんですけども、なぜ内原駅にはエスカレーターの建設計画がないのか、この3点についてお答えいただきたいと思います。

[発言する者あり]

○飯田委員長 坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

橋上駅舎の建設については、これは橋上駅舎については議案ではございませんので、今回の議案には載せていないという状況でございます。

次に全体の完成時期につきましては、令和5年度には全体広場まで完成する予定でございます。

構内のエレベーターにつきましては、2010年度以降にJR内規ができて、1万人以上乗降客の駅について設置するというところに……

[「エスカレーターだ」と呼ぶ者あり]

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 失礼しました、エスカレーターにつきましては、そういう状況でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 内原駅って乗降客は何人なんですか。今の話では1万人以上の場合、エスカレーターの設置が行われるということですけども。

[発言する者あり]

○飯田委員長 坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

乗降客につきましては、約5,600人でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 JRが勝手に基準を変えてしまって、エスカレーターは1万人以上じゃなければ駄目だということなんですけれども、しかし、やっぱりエスカレーターがないと、電車が止まった、あるいは出発するときに、エスカレーターがあれば非常に便利ですよね。ですから、ぜひこれはつけるべきじゃないかというふうに思います。

福島議員はエレベーターがあるんだからいいんじゃないかと言うけれども、やっぱりエスカレーターがあったほうが、ずっと便利ですよね。ですから、そういう点で、せっかくこの内原駅に橋上駅舎ができるわけですから、全体で26億1,900万円もかけて建設するわけですから、ぜひ私はこの計画の中に含めるべきだと思うんですけども、そういう考えないのか、再度お答えいただきたいなど。

○飯田委員長 同じような答えになると思いますけれども。

[発言する者あり]

○飯田委員長 坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

誠に申し訳ございませんが、JR内規でそのようになっておりますので、内原駅には取り付けられないということになっております。

以上でございます。

○飯田委員長 ほかにありませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 ちょっと細かいことになるんですけども、私も最終的にできた神立駅と岩間駅をちょっと視察してまいりましたけれども、バリアフリーは基本的にはできているんですけども、どちらの駅もトイレの前に行くとスピーカーが流れまして、全部説明してくれるんですね、右は男性、女性は左とかって。それとか、手すりが必要、2基あると1つはついてます。洗面器もそうですし、小便器もそうですし。それから、そういうのは同じような形になるのかと思うんですけども、ウォシュレットはついていませんでした。駅のJRの規約にあるのかもしれませんが、その辺はこの内原駅については、どのようになっているんでしょうか。お願いします。

○飯田委員長 坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

ウォシュレットにつきましては、設置を予定しております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 よかったです。と申しますのも、岩間駅はもう笠間市ですけども、笠間独特の感じが出ているんですね。ですから、そういういろんなオブジェにしても、いろんな飾りにしてもできていますので、水戸の中の駅だから、やはり内原らしさも出してもいいのかなと思っていますし、この費用からしても水戸市が大分負担していますので、そういうのはきちっと、いろんな新しいところを見て、いいものを取り入れてもらえばなと思います。あとは、明日意見のときに言います。

○飯田委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第64号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第65号 土地の取得について、質疑のある方は発言をお願いします。

〔「え、何」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 議案第65号、土地の取得について。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 議案第65号ですよ、すみません。ここも現場へ行ってきたんですけども、まず住宅街と学校と道路に囲まれていて、なかなか現地までたどり着かなかったんですけども、私の車で入れそうな道路が、もう普通車でぎりぎりなんですね。ですから、多分この工事なんかも大変じゃないかなと思うんですけども、その辺のことで、一つはその工事のスケジュールとか、どういう内容でやるのかというのと、また最後に調整池となった後の保守管理についてとか。

それから、もう一つは、集水エリアの周辺のところの、その外側というのはもう十分大丈夫なのか、それ

ともこれからなのか。その辺、内容をちょっと詳しく御説明いただければと思います。

○飯田委員長 三村河川都市排水課長。

○三村河川都市排水課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

まず、搬入路等でございますが、調整池東側の県道52号石岡城里線より、調整池につながる市道においての車両の出入りや材料の搬入を行います。委員御指摘のとおり、道路幅員が狭いため、道路脇の民地の協力を得て、仮設道路を設け対応する予定でございます。

工事スケジュールでございますが、調整池の供用開始まで最短で約4年としております。

あと、維持管理等でございますが、水戸市のほうで完了いたしまして、定期的な調整池内の土砂及びしゅんせつや草刈り等が挙げられます。草刈り等に関しては、周辺敷地に防草処理を施すなど、管理費用が削減できるよう対策してまいります。

最後に、エリアの外側についてのお話ですが、本調整池の集水エリアは、現況の既設管渠の流下方向を考慮し決定しております。現在のところ、本エリアの両側の区域につきましては、それぞれ東側、西側の水路を流末として流れ込むため、本調整池の流域には含まれません。しかしながら、令和2年度執行する予定の実施設計において再度現地調査を行い、基本設計時に決定した現況区画割図を再度検証し、対象となる流域を追加するなどの措置が必要であれば、十分検討してまいります。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私もこの地域の排水が悪いということで、周辺の住民から要望がありました。こういう形で調整池ができて、非常に私はいいいことだというふうに思います。

それで、この区画された地図を見ますと、その周辺の水がこう調整池に入って、最終的にはこの左側の水路から水が流れていくという形になっているんですね。それで、この調整池は、例えば台風19号で水がたくさん溢れましたけれども、そういうものにも耐えられる調整池ですか、これは。要するに、造っても、またここで溢れてしまったんでは意味がないということですよ。したがって、そういうものに耐えられる、例えばどのぐらいの水をここでためることができるのか、そして台風19号のような大雨が降っても耐えられるものなのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 三村河川都市排水課長。

○三村河川都市排水課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えいたします。

調整池の規模は、5年確率、時間雨量50.3ミリメートルの計画降雨強度により流出を算出した結果、必要貯留量は8,859立方メートル、約9,000立方メートルとなります。この貯水量より、台風やゲリラ豪雨等に対応できるよう、今回の検討がまとまっております。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、一言で言えば、台風が来ても、この辺の集落は大丈夫だということなんですね。それは、太鼓判を押してもいいということですね。

○飯田委員長 ほかにありませんか。

〔「いや、ちょっと聞いたんだけども」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 今の質問。

〔「答弁してやってよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 だから、そういうものに耐えられるということで約9,000立方メートルって言いましたよね。だから、それは大丈夫なんですか。もう一度確認したい。

○飯田委員長 三村河川都市排水課長。

○三村河川都市排水課長 あくまでも計算上の話でありまして、この地区に関しましては、冠水箇所であることから、軽減に向けて努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○飯田委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第65号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第67号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表継続費補正中第8款（土木費）について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 この予算は、新市民会館の建設のための予算ですけれども、再開発組合に13億2,560万円を補助すると。それも、年度末にですよ。この補正は、令和元年度補正予算ということで、年度末に一気に13億2,560万円も来たんですけれども、これはどういう予算なのか、またどこに支出されるのか、中身はどのようなものなのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

今回の補正予算の大きな目的につきましては、国の大型補正予算に対応するということが目的でございますが、内容的には、来年度の予算の前倒しというふうな考えでございます。

支出する相手先は、市街地再開発組合でございます。使途として予定してございますのは、公共施設管理者負担金、再開発事業補助金、どちらも主に工事費に充当することを予定しておりまして、この時期の補正でございますので、合わせて明許繰越しということも議会に提案させていただいておりまして、令和2年度末での工事費の出来高を担う中で、補正の額を決めさせていただいております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今、2020年度末の工事の出来高を考慮して予算を組んだということなんですけれども、私ちょっとこの表を見ましたけれども、既に2020年度の当初予算、来年度の予算で7億6,790万円組んでいるんですよ。さらに、泉町周辺道路の整備で4億8,780万円組んでいると。これに加えて、さらに年度末のどさくさに紛れて13億2,560万円も組まれているということで、そういう点では、2つ合わせると25億円も予算が組まれるという点では、市民の皆さんから、これは税金の無駄遣いだと、もっと規模を縮小したらどうかと、場所も変更したらどうかとされている中で、これだけの予算が組まれるということ、私はやっぱりこれは問題だと思うんですよ。

それで、この2020年度末の工事出来高っていったい幾らなんですか、出来高に応じて組んだということなんですけれども。

○飯田委員長 加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

来月になりますが、4月から竹中JVでの新築工事の本格着工が予定どおり進んでおります。工事完成は2020年10月と、全体工程の中で竹中工務店が来年度末に見込みます出来高としましては、工事請負の比率で申しますと45%を見込んでございます。

内容としましては、基礎工事から始まりまして、2階までの躯体工事までが年度末で達成できる見込みでございまして、工事費ベースでは、出来高が約67億円分達成できると見込んでございます。

今回、工事費に補正させていただきます金額と合わせて、当初予算での工事費ベースでは約66億円を見込んでおりますので、金額的には達成できる出来高であろうと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、66億円、67億円が、年度末に竹中工務店に支払うような金額になると。それに匹敵する額を、来年度予算として計上したということですね。そうすると、この図にも分かるように、新市民会館の建設計画のための保留床取得として、55億円が組まれているんですよね。そうすると今年度予算は全部で81億円を支出するんですけども、そうすると、67億円からすると、14億円も余計に予算を組んでいるということじゃないですか、それはどうなんですか。要するに、今さっき66億円か67億円の工事の出来高だけれども、実際に予算組んでいるのは80億円、81億円ですけども、この差14億円って何なんですか。

○飯田委員長 加藤技監兼泉町開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

55億円の予算につきましては所管するところではございませんが、来年度、組合の収入として見込まれる金額でございますが、その組合としての支出としましては、竹中工務店の出来高払い、このほかに銀行からの借入金の返済、あるいは業務委託でのこのほうから支出等ございますので、全体の支出の中に55億円というのを充てていくという考えでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、再開発組合に対して、かなり大盤振る舞いの支出を行うということですよ。要するに、組合が持っている借金まで肩代わり。そこまで支払いを行うということで、この新市民会館の建設は特別な聖域みたいになっていて、どんどんお金をつぎ込んでいくという形になって、市民から見れば、この福祉や暮らしの予算がこうなっちゃうのかと、財政調整基金は100億円あったのが10億円になってしまふ。そして、借金も2,400億円を越すという、そういう状況の中で、この新市民会館の建設費だけは、聖域でどんどん膨らませていくというやり方は、私は納得できないと思います。

そして、一方で幼稚園を廃止するとか、開放学級も民間委託するとか、小学校の単独調理場も学校給食共同調理場も民間委託するとか、そういうところの予算をどんどん削って、一方ではこういうところに大盤振る舞いするというやり方は、市民の願いに反した予算でありますので、こういうやり方は反対ということで

私は主張したいと思うんですけども、再度お答えいただきたい。

[発言する者あり]

○飯田委員長 加藤技監兼泉町開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

予算につきましては、特別委員会での御了承をいただいております再開発事業補助金としての125億円、あるいは保留床の取得費としての185.2億円、これを上回るものではございません。予算を平準した中で、水戸市の予算の範囲内で先行的に組合に対して補助金を投入することによって、利子の軽減にもつながると。それは、水戸市の負担にも跳ね返ってくるということでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私、81億円の内訳を調べてみたんですけども、そしたら、この81億円のうち、国からの補助というのは14億5,000万円しかないんですよね。その一方で、水戸では市債が、今回80億円に対して66億円と、これはいわゆる市債として借り入れて支払うということですから、これは結局、後年度負担、市民の負担になってしまう。

ですから、私は、こういうところで、水戸市の財政が悪化して、福祉や暮らしの予算が削られちゃうということがあるんじゃないかと思うんですけども、80億円のうち借金が66億円、こういうことは御存じですか、知っていますか、これ。

[発言する者あり]

○飯田委員長 加藤技監兼泉町開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 予算書のとおりでございますので、承知しています。

○飯田委員長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第67号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第71号 令和元年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言を願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第71号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第73号 令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第4号）について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 これは、受託工事が減額になっていて、これに対する今補正予算だと言っているんですけども、受託工事って1億500万円ぐらい減っているわけで、これはどんな形になっているのか、どういふとこなのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

受託工事の内容が、他企業の工事に伴う支障となる水道管を移設する工事です。今年度におきましては、

当初予定していた工事が、本工事である他企業の工事の取りやめと、あとは協議によって当初想定していた延長が短くて済んだとか、切り回しを行わなくて済んだという結果になっております。

以上です。

○飯田委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第73号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第74号 令和元年度水戸市下水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第74号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第1号 専決処分について（令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第3号））について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、報告第1号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案の質疑は全て終了しました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願います。

以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会します。

午後 3時 4分 散会